

平成21年第1回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成21年3月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年3月10日	9時30分	副議長	池田	実
及び宣告	散会	平成21年3月10日	15時27分	副議長	池田	実
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	欠
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	古賀芳博		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大 山 軍 太

- (1) 都市計画区域と基山町の活性化を図る
- (2) 基山町の人口減少について
- (3) 覚せい剤、大麻について

2. 林 博 文

- (1) 定額給付金の支給について
- (2) 一般行政について

3. 大 山 勝 代

- (1) 基山町次世代育成支援について
- (2) セーフティーネットとしての町政のあり方について

4. 鳥 飼 勝 美

- (1) 町制施行70周年記念事業について
- (2) 子育て支援について
- (3) 町職員の人事管理等について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

副議長（池田 実君）

昨日に続き、酒井議長が欠席されておりますので、当分の間、副議長が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

まず、昨日の品川議員の一般質問に対する農林環境課長の答弁に誤りがありましたので、訂正の申し出がっております。発言を許可します。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

おはようございます。それでは、昨日の品川議員の御質問に対しまして、2番の項目でございますけれども、安全・安心を守る取り組みについて、この中の(1)でございます。安全なまちづくり推進委員の職務内容とはということで、違法屋外広告物の撤去活動でございますが、回収後はどうしているかということをお質問されたわけでございますが、私の答弁では、宝満環境センターに持っていき焼却しておりますと申し上げておりましたが、誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。撤去回収後は鳥栖土木事務所のほうに持っていております。大変申しわけございません。

日程第1 一般質問

副議長（池田 実君）

日程第1．一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位とします。

まず最初に、大山軍太議員の一般質問を行います。大山軍太議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番議員の大山軍太でございます。通告に従いまして、3項目質問をさせていただきます。

まず初めに、都市計画区域と基山町の活性化について質問をさせていただきます。

昭和48年に都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域が決定された。その後、昭和62年度、平成2年度に一部変更を行い、平成7年度に都市計画法改正に伴う用途変更を行い、地域の実情に応じたまちづくりが可能となるように都市計画制度の充実が図られました。

ということで、質問をさせていただきます。

まず1点目は、鳥栖市、基山町合同で都市計画区域の線引きがなぜされたのか。

2点目は、基山町単独で都市計画線引きができなかったのか。

3点目は、今までに都市計画の市街化区域、調整区域の線引きの見直し変更はあったのか。

4点目、都市計画法による公聴会等は開かれているか。

5点目の鳥栖市の市街化調整区域内に大型工業団地が何カ所もでき、農業専用地が開発されている。また、今年、鳥栖市と県が共同整備方式で開発される工業団地「新産業集積エリア」が市街化調整区域（農業専用地）に約30ヘクタールを21年度から開発すると新聞に報道されているが、事前に基山町への説明はあったのか。また、農業専用地に簡単に大型工業用地開発ができるのか。

それから6番目は、都市計画マスタープラン策定は長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を示すことであると記載されている。鳥栖市の開発事業は、マスタープランに沿った開発と思われませんか。

7点目、グリーンパーク産業用地、弥生が丘産業用地は、平成20年にすべて完売し、大変嬉しいことであります。基山町が単独行政でいくためには、財源の確保、雇用の促進を図るためには、企業誘致等も大変重要と考えます。今後の工業用地開発について、町長のお考えをお尋ねいたします。

8点目、長野地区の都市計画の見直しを行い、工業用地に早期変更はできないのか、お伺いします。

9点目、元鳥栖・筑紫野有料道路が無料化になり、はや2年近くになります。車が倍増しました。騒音はひどくなり、ごみは散乱し、交通事故は多発し、基山町を通過する道路でしかありません。現在のところ、何のメリットもありません。基山町に利益を生むような施策が必要と思いますが、町長はいかがお考えか、お尋ねいたします。

2点目の基山町の人口減少についてお伺いいたします。

基山町の人口は、平成12年の1万9,153名をピークに少しずつ減少し、平成20年12月には1万8,153名で、約1,000名減少しています。この減少について、私は大変危機感を感じています。町長はいかがお考えか、お尋ねいたします。

2点目、このままの状態ではうっておけば、じわじわと少子化、高齢化が進み、活性化がなくなり財政も厳しくなると思います。何らかの施策を打ち出せないのが現状だと思います。

無為無策で過ごしては、衰退に衰退を重ね、町自体が危うくなると思います。行動を起こすことによって妙案が浮かぶと思いますが、町長はいかがお考えか、お伺いをいたします。

3点目、基山町は、自然環境に恵まれた交通の利便性もよく、公共施設も完備され、どれをとっても近隣地域に劣っていません。なのに減少の一途をたどっているのは余りにも環境に恵まれているため、甘えがあるのではないですか。お尋ねいたします。

4点目、本町の市街化区域内の残存農地が29.1ヘクタールあると前回の質問で答弁がっております。この残存農地について、地主さんと活用について話し合うことが必要と思いますが、これまでにどのような対応をされてきたのか、お尋ねいたします。

5点目、現状の市街化区域が埋まるのを待っていても人口の減少はとまらないと思います。今から行動を起こしても10年先のことと思いますので、市街化調整区域内の耕作困難区域、深田 湿田ですね。道路不便箇所等の宅地造成をすることについてお尋ねいたします。

6点目、今の基山町の自然をそのまま残してのまちづくりが一番緑が多くていいと思いますが、残す自然と開発する自然を区別したまちづくりが大変大事と思いますが、外形ばかりよく見えても、中身の財政が苦しくてはできないと思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

7点目、基山町は急に人口増になるとは思えません。人口減少しないまちづくりについて真剣に考えるときと思います。人口増に取り組み人口減にならないまちづくりは、今こそ町長の強いリーダーシップを発揮するときと思います。お伺いいたします。

3点目の覚せい剤、大麻についてです。

近年、大麻による摘発が毎日のように報道されており、中には日本の国技である相撲力士、芸能人、一流大学の学生、家庭の主婦、中学生の女子が含まれている。このような中、基山町としても監視等何らかの対策が必要と思いますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは早速、大山軍太議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、都市計画区域と基山町の活性化を図るということでございまして、(1)鳥栖市、基山町合同で都市計画区域の線引きがなぜなされたのかということでございますけれど

も、これは昭和44年に都市計画法が改正され、昭和48年に市街化区域及び市街化調整区域が決定をされました。本町は、昭和44年に都市計画旧法により都市計画の指定及び区域指定を受けております。その後、新法が施行され、国から鳥栖市とともに佐賀県東部工業地域として新法の政令都市として指定されております。

(2)です。基山町単独で都市計画線引きはできなかったのかということですが、都市計画旧法では、都市計画区域は原則として行政区域ごとに定めることとされておりましたが、法改正により、鳥栖都市計画区域及び基山都市計画区域を行政区域を越えた一体的な都市圏として指定をされました。

(3)今までに都市計画の市街化区域、調整区域の線引きの見直しの変更はあったかということですが、鳥栖、基山都市計画区域は都市計画法第5条に基づき、昭和48年に県知事が指定しました。その後、5年ごとに見直しがされ、数度にわたり市街化区域が拡大され、今日に至っております。

(4)都市計画法による公聴会等は開かれているかということですが、都市計画を作成しようとする場合に、特に必要があるときはその都度開催をいたしております。

(5)の鳥栖市と県が共同整備方式で開発されている工業団地「新産業集積エリア」、これは旭地区のことだろうと思いますが、基山町に事前に説明はあったのか。また、農業専用地に簡単に大型工業用地開発ができるのかということでございます。

県は、ここ数年における企業立地の進展に伴い、県内各地域で大型の工業団地が不足する状況にあることなどから、県、市、町共同整備方式による新産業集積エリアを整備することとし、地区を選定しております。東部地域では鳥栖市を選定をされました。これについては、事前に基山町との調整協議は覚えがございません。

それから、(6)の都市計画マスタープラン策定は長期的視点に立ったということで、鳥栖市の開発事業はマスタープランに沿った開発と思われるかということですが、そのとおりだと思います。

(7)の今後の工業用地開発についての考えをとということですが、本町の生活の基盤を支える産業の振興を図るため、企業誘致を進めるとともに利便性が高く効率的に産業活動が行えるように、工業地周辺の環境整備が必要と考えます。

(8)でございます。長野地区の都市計画の見直しを行い、工業用地に早期変更できないかということでございます。

長野地区の流通工業地においては、隣接する鳥栖市の流通工業地の本町方向への進展に伴う連続的な土地利用の連携とともに、国道3号線の秩序ある市街地を形成していくため、計画的な区域区分の変更について検討していくことが必要と思います。あくまでも鳥栖市との連携が必要であるということでございますので、非公式といいますか、個人的にはそのような話もいたしております。

(9)の元鳥栖・筑紫野有料道路が無料化になった。それに伴って、基山町に利益を生むような施策が必要と思うが、どう考えるかということでございます。平成19年5月9日に鳥栖・筑紫野有料道路が無料化いたしまして、通過する交通量が増大しております。それに合わせて地区住民からは、騒音や迷惑駐車等の苦情が寄せられておるということでございます。交通の利便性の高さを生かし、これまで構築してきた流通・工業機能を維持しつつ、新たな産業の立地も考えていかなければいけないと思います。

それから、大きな2番の基山町の人口減少についてでございますが、この人口減少については大変な危機感を感じておるということで、町長はどう考えるかというお尋ねでございますが、人口減少につきましては御指摘のとおり毎年少しずつ減少しており、非常に気になっております。県内の状況を見ても、いわゆる自然動態、出生数から死亡数を引いた数値は平成15年からマイナスに、それから社会動態、転入者から転出者を引いた数値も平成8年からマイナスに転じており、県内全体の人口も減少しているという状況でございます。この人口減少をどうにかして食い止めなくてはならないと考えておるところでございます。

(2)のこういう減少傾向をほうっておくと町自体が危うくなると。何らかの行動を起こすことによって妙案が浮かぶのじゃないかということでございますが、人口減少に対する対策はどうかしなくてはいけないと考えておるところではございますが、決定的な方策が見当たらないということが非常に悩ましいところでございます。人口減少の年齢別状況を見ますと、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が非常に多くなっているということです。特に、10代後半から20代後半までの人口流出が多くなっております。若者の人口流出を食い止めるための方策も必要かと考えます。

(3)の余りにも環境に恵まれているため、甘えがあるのではないかという御指摘でございますけれども、私もまさに御指摘のとおりだというふうに思います。本町は自然環境にも恵まれ、居住環境はすばらしいものがあると思っております。これまでは特段のアピールをすることなく、民間主導により人口増が図られてまいりました。これからは、本町のよさを町

外へ向けてあらゆる機会にアピールすることが必要だと考えます。

(4)の市街化区域内の残存農地が29.1ヘクタールあるということだが、地主さんと活用について話し合うことが必要と思う。これまでにどのような対応をされたかということでございますが、特に土地所有者との協議はいたしておりません。農地転用状況は市街化区域で毎年2%程度の転用率で、5年間で12.7%になっております。最近、商業施設やアパート等の建設が進んでおるということでございます。

(5)は、市街化調整区域の耕作困難区域等の宅地造成をすることはいかがかということでございますが、高齢化や後継者不足など農林業を取り巻く環境は厳しいものでございます。集落営農などによる効率的な農業経営の本格的な実施を控え、その担い手や農地の流動化に努めます。

それから、(6)の残す自然、開発する自然を区別したまちづくりが大切だということでございます。これにつきましても、本町の土地利用については、平成21年度策定の国土利用計画の中で検討する予定でございます。将来の本町の土地利用のあり方を明確にすることにより、これからのまちづくりの方向性が見えてくると考えます。しかし、厳しい財政状況の中では、行政主導での積極的な開発事業は困難であろうかと考えます。

(7)の人口増に取り組み、人口減にならないまちづくりは、今こそ町長の強いリーダーシップを発揮するときじゃないかということでございます。

先ほども申しましたが、人口減少は大変大きな問題だと考えております。前問(3)で議員御指摘のように、基山町は余りにも環境に恵まれていること、そして、これまで順調に発展してきたことなどによって、ほかよりも減少するはずはないんだ、何とかなるはずだとの楽観的心理がどこかに潜在しているのではないかと感じております。だからこそ、今ここで危機感を持って本当に真剣に私、職員はもちろん、町民の皆さん方と、その要因、そして、その解決策を考え、取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

次、3番の覚せい剤、大麻についてということですが。

(1)大麻による摘発等が報道されておるが、基山町としても監視等何らかの対策が必要と思うということでございます。

薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、社会や国の安全を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっております。基山町におきましては、保護司会の方で、きのくに祭りやふれあいフェスタ等において「ダメ。ゼッタイ。」普及運

動などを行っていただいておりますし、薬物乱用を許さない社会環境づくりをしていくために、国、県とあわせて広報活動に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

これより一問一答でお願いしたいと思います。

まず初めに、1番目の鳥栖市、基山町合同で線引きはできないかということで、長々と説明をいただきましたが、国指定の政令都市とはどのような都市ですか。そして、何かこれをしたことによって恩典があるものでしょうか、質問します。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほどの町長の答弁にございました鳥栖市と基山町合同の都市計画区域の線引きについて、政令都市として指定されたということで、その何か恩典ということでございますけど、先ほど町長も答弁で申し上げましたように、旧法では行政区ごとに都市計画区域が決められておったわけですが、しかし、これが行政区ごとの指定ではなかなかやっぱり十分な都市計画ができないということで、欠陥があるということが指摘されたわけです。1つは、国のほうから示されておりますのは、市町村合併により広大な農地とか山林、その他の農村地帯をその行政区域に含むこととなった市町村についても、その行政区域もすべて都市計画区域とすることとなるということで、なかなか十分な都市計画の整備ができないといったようなことがまず大きく言われています。

それと第2点に、都市の膨張拡大によって隣接する市町村との連檐化に対して、行政都市の区域を越えて実質都市についての一体としての計画がなかなかできないと、そういうふうなことが理由で行政区を越えた広い区域の都市計画の線引きをするということになったわけです。

これで恩典といいますか、今述べたようなことで行政区だけにこだわらない広い区域での都市計画ができるというのはメリットではないかというふうに考えております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

この国指定都市ということは、鳥栖市を中心にしたこういう計画のように感じます。鳥栖はどんどん発展して、基山のほうはちょっと足踏み状態のような気がいたしますが、そののにきはどのように感じてありますか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいま議員の御質問でございますが、よくあることは、鳥栖市ばかりよくなって、基山町はその影響を受けて悪くなっていると、そういうふうなことがよく言われておるようでございます。県議会でもそういうふうな指摘があったということで、県のほうからこれについての一定の見解が示されております。

鳥栖市との関係で基山町の市街化区域の拡大に影響していることはない。鳥栖市と基山町で都市計画区域を構成しており、県は区域全体としてとられている。だから、計画的な開発がなされた地域については市街化区域の編入も行っていると。基山町は、けやき台団地などがその点あるというようなことが県のほうから言われております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

大体わかりました。

2点目も同じような質問、基山町単独で線引きはできないかということでございますけれども、これは1番と余り変わらないようですかね。ちょっとここ、一体的な都市圏として指定をされたことでどのように変わったのですか。大体同じですね、これ。この2番目は飛ばします。

3点目でございますけれども、線引きの見直しについては5年ごとに見直しがされているということでございますが、見直し箇所をお知らせください。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

見直しにつきましては、線引きの見直しだけでなく用途区域の変更等も今まで行っておりますが、特に線引きの見直しでは、昨日の原議員の御質問に対してもお答えしておりますけれども、まず昭和62年に猪ノ浦地区、白坂地区、本桜、神の浦地区、いわゆるけやき台とか白坂 失礼しました。原議員ではございませんでした。品川議員の御質問に対して答弁をいたしております。大変申しわけございませんでした。

けやき台地区が昭和62年に市街化区域への編入をいたしております。それから、平成2年に北部丘陵区域、ここをまた市街化区域へ編入をいたしております。それから、ちょっと大分行きまして平成16年に現在この庁舎周辺を市街化区域へ編入をいたしております。先ほど申しましたように、そのほかには用途区域の変更とか、あるいは壁面後退線の変更とか、そういうものを随時行ってきております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

わかりました。

次に進みますが、公聴会での意見は、目的を有する重要な議案について、利害関係者、学識経験者などから意見を聞く制度になっておるということで、特に必要があるときは、その都度開催されているということですが、今までどのような問題、意見等が出たか、説明ができる範囲内でございますので、お願いいたします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この公聴会の開催については、最近ではグリーンパークの用途区域の変更のときに公聴会を開いているようでございます。そのときにあわせてグリーンパーク内の緑地のところの土取りのことも説明会を開いているようでございます。以前のことはちょっと私も余り詳しいことは承知していないんですけれども、まず最初に基山町都市計画の線引きをするときに都市計画審議会が設置されて、そして公聴会も何度も開かれたというようなことが、ちょっと私はその程度しか存じておりませんが、あったということでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9 番（大山軍太君）（登壇）

わかりました。

次に進みます。5 点目の県内各地で大型の工業団地が不足する状況であるため、県、市、町共同整備方式による新産業集積エリアを整備すること。地区を選定して、東部地区では鳥栖市が選定されたとのことですが、なぜ鳥栖市に選定されたのか。基山町には説明依頼はなかったのか、お尋ねいたします。

副議長（池田 実君）

説明はなかったという表現なんです。説明はなかったという町長の答弁でした。（「なぜ鳥栖に決まったのか。同じ都市計画の中で」と呼ぶ者あり）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この新産業集積エリア、これは東とか西のほうにも、東は鳥栖のほうに決まったということで、それから西のほうは有田ですかね、西有田、あの辺がやっぱりそういうところに指定されたというようなこと、それから伊万里地区もでしょうか、何カ所かございまして、それはやっぱり県サイドで選定して、そこの条件に合ったところをということで選定していったんだというふうにししか私どももちょっと何とも答えようがございません。

そして、じゃ、基山町にいわゆる調整とか協議とかなかったのかということでございますけれども、先ほども申しますように、私はちょっとそれがあったという記憶はございません。私もそう思いますし、さきの町長もやっぱり何かその辺が一方的じゃないかというようなことをちょっといつか言われたというような記憶もございますので、たしかあっていないということでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9 番（大山軍太君）（登壇）

わかったようなわからないような、基山町が断ったわけじゃないとですね。よございます。

6 点目に進みますけれども、鳥栖市の工業団地開発がマスタープランに沿った開発ですかという質問に、そうですと答えていただきました。鳥栖市の農業用地は都市区画整理がされた農振地区、青字と申しますかね。そこに今回集積エリアができるということですが、そういう土地開発、土地区画整理、そして農振地区、青字のところにも簡単に工業用地を開発

することができるのか、お尋ねいたします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

線引きをしております市街化調整区域におきましても、開発等は一定要件を満たせばできることになっています。また、農振地域におきましても、その農振除外といった手続を踏めばできるというふうに私は思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9 番（大山軍太君）（登壇）

また後で出てきますけれども、7 番目の基山町の企業用地がもう全数今完売したということで、基山町にもそういう工業用地を開発したらどうかという質問をしておったわけですが、答弁は、本町の生活の基盤を支える産業の振興を図るため、企業誘致を進めるとともに、利便性が高く効率的に産業活動が行われるように工業地周辺の環境整備が必要と考えますと答弁されましたが、私は、工業用地開発はどうされますかと質問しておりますので、町長のお答えをお聞きしたいと思います。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これ以上の工業誘致ということでございましょうけれども、いかんせん基山町はもう面積的にもやっぱり限られたところがございまして、私のそれが思いが正しいのかどうかというのは、それは若干の疑問はございますけれども、やはりもうこれ以上農地をつぶして、あるいは緑をなくして開発、開発というのはいかがかなというような感じがいたしております。そういうことですので、今ある工業地の周辺あたりをやはりもう少し開発するところは開発して有効利用していきたいと、それがやっぱり基山のこれからかなという感じがいたしております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9 番（大山軍太君）（登壇）

ということは、今のところそういった工業団地は開発をしないということで認識していいですね。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これ以上は絶対にということじゃございません。後にも出てきますが、長野地区あたりそういうことで住民の皆さん方がやはりそれがいいんだというような考え方に立たれたときには、それはやっぱり考えるべきだろうと思いますし、若干ほかにもそういう地区もあろうかと思しますので、それはそれでまた考えていかなきゃいかんというふうに思います。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

はい、わかりました。まだ後で出てきますので。

長野地区の都市計画の見直しについてということで、長野地区の流通・工業用地については、隣接する鳥栖市の流通・工業地の本町方向への進展と、いろいろと答弁をいただきましたが、鳥栖市は、我が鳥栖市のことだけしか考えずに独自で開発がどんどん進んでおります。鳥栖市のことを考えなくて基山町独自で開発できると思いますが、町長はどんなふうに考えてありますか、お尋ねいたします。余り鳥栖市のごことは考えんでいいんじゃないかならうかと思っておりますけれども。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

余り鳥栖のごことは気にせずに、基山では基山独自の考えでやれということだろうと思っておりますけれども、鳥栖市のごことをおもんばかりということじゃございません。むしろ、例えば、長野地区あたりも鳥栖市と通じないとあれが行きどまりになってしまうんじゃないかと、あそこに道をつくっても。だから、永吉地区に鳥栖市も開発を考えてもらいたい、道を考えてもらいたいというようなそういう連携を持って開発していくと、これがやっぱり有効じゃないかならうかというふうに思っておりますのでございます。したがって、先ほどもちょっと申しましたように、非公式というとなんですけれども、一体になってあの地域を考えていき

ましようねというようなことは、私は折に触れ申し上げております。

それから、この前、鳥栖、基山地域産業活性化協議会かな、県も加わって鳥栖、基山の産業活性化しようというようなそういう会がございましたけれども、そこでも私はやっぱり長野地区はやっぱり一緒にやるべきだというようなことを県のほうにもちょっと言いましたけれども、県もそう簡単に、ああ、そうですかと言うわけじゃなく、やっぱり農振の問題もいろいろ連携の問題もありますからねというような県もそういうふうな考えをちょっと持つておるようでございます。

以上です。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

この長野地区の工業用地については、全議員さん、もう前々から出て、また今度の重松議員からも出ておりますので、しっかり頑張っていたきたいと思えます。

先に進みますが、9番目の鳥栖・筑紫野有料道路ですが、今ほんと騒音、ごみ、交通事故等が大変多くあって苦情が出ております。答弁にいただいておりますのは、交通利便性の高さを生かし、流通、工業、新たな産業の促進を図るとの答弁でした。

道路があそこは高架になっておりますので、現状のままでは何もできませんので、道路周辺の田、畑、小高い山を市街化調整区域でしっかり縛られております。このままでは開発もできません。鳥栖市は農業用地を次々と工業団地に開発をしております。基山町も市街化調整区域の線引きの見直しを5号線沿いもしていただきたいと思えますが、町長どのようにお考えでしょうか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにせっかくのあれだけの交通の便というか、通行量もあるわけでございますから、ほうっておく手はないということは感ずますけれども、現在のところ、それじゃあそこをどうしようというような考え、具体的な計画はございません。今これを申し上げていいのかどうかですけれども、原田との隣接しているようなところの開発計画というようなことが、これは民間でございますけれども、あっているようでございます。そうなってくると平面交差と

というようなことにもなろうかと思えます。そうすると、やはりそこにそれなりの利用価値が出てくるのかなということでございます。その手前のほうで基山町単独でどうこうということとは具体的にはございません。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

次に進みます。人口減少についてでございますけれども、基山町は、先ほどから申しますように8年間で1,000名減少しております。この1,000名ということをちょっと例に挙げてみますと、基山小学校の生徒が670名、それから若基小学校が418名、合計で1,088名ということで、この2校分の人口が現在8年で減ったことになります。

そして、近隣地域の人口推移を参考に調べてみました。平成17年から20年の12月末日現在、4年間で鳥栖市が総人口が6万7,157名、そして3,779名増、それから小郡市、5万8,669名、1,116名増、それから筑紫野市、9万9,731名、1,732名増になっております。基山町だけが1,000名減、近隣の3市は1,000名以上ふえていますが、このような結果が出ていますが、町、市の違いだけの差でしょうか。この数字を見てどのように感じられますか、町長の御意見をお聞きします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今、近隣の市の人口増ということをお聞かせいただいて、それに対して基山町が1,000名の減というようなこと、これはやっぱりあってはならないというか、ゆゆしき問題だというふうに私も感じるわけでございます。後でもあるんでしょうけれども、やはりその辺の要因といたしますか、それをしっかりとやっぱりとらえてやっていかなきゃいかん、そういう組織づくり、体制づくりもやっていかなきゃいかんというふうに感じます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

わかりました。

3点目ですね。これもまた同じような質問ですけれども、余りにも自然環境に恵まれ宅地

造成と民間主導で人口増が図られてきたということで、人口減少に歯どめをかけないと、そして人口増を図る施策が現在のところ見当たらないということですが、このままでは時間が過ぎるばかりで、早く行動することが大変大事と思っております。行政、町民一体となって知恵を出し合うことが、町が進める協働のまちづくりの一環と思います。私は、ここで提案制度を導入して幅広く皆さんの御意見を聞くことが大変重要と思いますが、この提案制度を導入することについて、町長のお考えをお伺いいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大山議員おっしゃる提案制度ということでございますけれども、私も大いに結構だというふうに思います。よそでは百人委員会とかいろいろ、いろんな問題を研究しようというようなことで委員会が持たれたりしておりますので、本町においても、やはり人口問題、いろんなことじゃなくて差し当たってはやっぱり人口問題研究委員会か何かというようなそういうことでも立ち上げて、庁舎内でもそうですし、それにはまた、それだけじゃなくて外部の住民の方にもお入りいただいてやっぱり研究していく必要があるかというふうに思います。無理にこじつけるわけじゃございませんけれども、まさにその辺が協働の第一歩かなというふうな気もいたしております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

ほんと取り入れてもらって早くやっぱりそういう対策を打たんと、年間100名ずつぐらいずっと減っていくと、もう本当に基山町は合併せにゃいかんごとなるようにならんように頑張っていきたいと思っております。

4点目、市街化区域に29.1ヘクタールもう22年間ぐらい残っておるわけでございますが、農地として残す、宅地造成をしたいと、いろいろ持ち主さんの考えがあると思いますが、やっぱり行政といろいろ今後についてまだうちは農地で残したいとか、私は宅地にしたいとか、いろいろ考えがあるので、アンケートをとるなり話し合いをするなり、そういうことをやっていくことが市街化区域の残存農地が売れていくものと思いますが、そういう対策はとられるでしょうか、お尋ねします。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市街化区域内の農地につきましては、昨日の質問に対しても町長答弁されておられますけれども、やはり宅地化するというのが基本的な考え方でございます。だから、市街化区域内の農地についてはやはり早く宅地化してもらいたいというのは、これは当時この線引きしたときからの目標でございます。しかし、最近、建築確認等の状況を見ておきますと、何かやはりアパートとかそういう宅地化がかなり進んできたように思われます。どうしてもやはり昨日も町長述べてありますけど、どうしてもいや、線引きで市街化区域内に入っているけど、自分はずっと農業を続けていくんだと言われるのであれば、ただ、それがあつて程度まとまったところじゃないといけないんですけど、逆線引きで市街化調整区域に戻すということもできると思いますが、そうは持っておられないだろうとは思っています。だから、まとまった市街化区域内での私どもの計画の中で今後宅地化の計画は今のところございませんけれども、残存農地の状況を見ますと、まとまった農地というのはほとんど余りないと。ばらばらばらばら残っておるということで、やはり税金等の関係もありまして、いろんなこともありまして、徐々にやっぱり宅地化が進んでいるというふうを考えております。ちょっと市街化区域内の農地所有者へのアンケート調査等はまだ現在も行っていないということでございますけど、今後ある程度その状況を見て、市街化区域の線引きの見直しとか、そういう時期になりましたら、そういうことも必要であろうと思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

前々からの答弁で、あそこの市街化区域の残存農地29.1ヘクタールがある程度完売しないと、市街化区域は新たにつくられないとか、そういうふうな答弁があつておつたと思いますが、これがなくなるまで市街化区域の見直しはできないもののでしょうか、質問します。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

市街化調整区域を市街化区域に編入するときの一つ言われますのは、議員が御指摘のとおり

り、市街化区域内に残存農地があるということが一つの理由で県のほうから言われています。じゃ、どのくらいの残存農地率になったら新たに市街化区域を編入できるかということは、これはないそうでございます。ただ、市街化区域内の宅地できる土地があるということは、まだまだその中で何とかしなさいと、できるんじゃないですかというふうに県が言うわけです。県には折に触れて確かに市街化区域内に残存農地がありますけれども、それはそれでいろんな事情があっても宅地化できないというものがありますから、それもありますけれども、私どもはいろいろ住民の方からの要望等も聞いておりますので、ある地区等はしたいとかいうふうなことを言っておりますけれども、すぐ残存農地のことを県も言います。それともう一つは、昨年県の方々と話をしたときに一つありましたのは、基山町は人口が減っているじゃないかと。市街化区域内での収容する人口はまだかなりあるというふうなことも言われましたので、やはりいろんな要因を克服していかなければならないのではないかなというふうには思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

ということで、なるべく早く完売するように、今言うなぜその29.1ヘクタール、もう二十二、三年なっていると思います。それが今まで残っておるということは、地主さん任せというか、やっぱりそこんにきに問題があると思いますので、先ほどからアンケートなり話し合いなりをやってもいいというような話でございますので、ぜひ早く完売するようにお願いをいたしまして、先に進ませていただきます。

最後の覚せい剤、大麻についてでございますが、ちょっと読み上げますと、覚せい剤、大麻が有名大学の学生や地方の高校生までかつてない広がりが見えております。インターネット等で種子や栽培、製造方法などの情報をだれでも手軽に入手できるようになっており、安易に手を出してしまうのではないかと大変心配されます。基山町は、ふれあいフェスタ等で薬物「ダメ。ゼッタイ。」運動を以前からしていただいております。基山町だけの対応は大変難しいと思いますので、国、県、警察と連携をとりながら基山町から絶対そういったことを出さないように広報等で呼びかけていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。どうもありがとうございました。

副議長（池田 実君）

大山議員、6番と7番はよろしいんですか。（「よろしゅうございます」と呼ぶ者あり）

以上で大山軍太議員の一般質問を終わります。

これより10時45分まで休憩します。

～ 午前10時32分 休憩～

～ 午前10時44分 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

次に、林博文議員の一般質問を行います。林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

では、皆さんこんにちは。8番議員の林博文でございます。早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。一部同僚議員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、御答弁のほうよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、質問事項の定額給付金の支給についてでございますが、この定額給付金、政府の景気対策の柱となる総額2兆円の定額給付金、この給付金は生活支援策、また消費拡大への意義としての支給がさきの国会、これは1月27日で成立をしておったわけですが、ここに来てやっと、この給付金などの財源を確保する08年度の第2次補正予算関連法案が3月の4日に成立し、通過をしたところでございます。

この定額給付金に関しては、制度上、関連法案の成立の日から支給が可能であるということで、どこの自治体も既に準備を進めてこられております。3月4日の成立後、その明くる日に早速北海道なり、また青森県のほうの比較的人口が少ない町村では、3月5日の日にはもう支給もなされておったようです。

そこで、この定額給付金についての支給についてお尋ねをいたします。質問要旨の順序で進ませていただきますが、アの基山町が支払う定額給付金は幾らですかということで、年齢別、人員、金額、総額をお示しいただきたいと思います。

イの支給対象者と基準日の期日はということと、また基山町全体の支給対象世帯数はということの数字を上げていただきたいということをお願いします。

ウの支給対象の内容はということで、よその市町村もいろんな面に考えておられるようですが、自治体にもう任せるということで高額所得の制限などを基山町は行われるものか、また寄附の申し出などがあれば受け付けするのか、また他の自治体ではみどりの基金などへの

積み立て寄附を呼びかけておられるところもありますが、基山町についてもそういうのを行っていくのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

エの給付金の支給に対しての手續から本人受け取りまでの要領はということで、これについても手續申請等も含めて御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

オの、これは個人の指定金融機関への口座振り込みが事故防止のため前提となると思いますが、その振り込み方法を教えていただきたいと。また、金融機関等の振り込み口座を持っていない世帯の支給の取り扱いはどうされますかということでお尋ねをしておるところです。また、これについては辞退もなく、手續もなく、取りに来ない人の対応はどのような取り扱いを基山町はしていられるものか、そういうのをお聞きしております。

カの給付金の交付要綱の策定内容はということで、どのようなものがありますかということですが、1月27日以降総務省なり、また県のほうで相当説明会なり何回もあっているかと思いますが、また総務省については、通達等では1月27日以降順次に給付金を早く支給するために、自治体に対し準備を急ぐような通知もなされておったようでございます。そういうことで、基山町の実施との相違点などがあれば、ひとつ御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

キの町は今回の定額給付金の支給開始をいつごろから始めて、どのくらいの期間で支払いが終わると見ておられますかということの質問です。

クの支給に対して町の窓口対応はどのように考えてありますかということで、申請について相当な混雑が予想されます。よその市町村は、土曜、日曜も含め夜8時まで、別館とか、あるいは別なところの場所を設けて、後でもまた言いますが、臨時職員も相当、またコピー機も相当準備をされて受け付け体制をなされておるようですので、この支給に対して町の窓口の対応はどのようなことで考えてあるかということを詳しく説明していただきたいと思います。

ケの今回の定額給付金支給に対し、問題点がたくさんこれあるわけですが、また事故等も想定をされます。発生するとした場合、そのようなことを想定していますかということで問題点等を上げられておれば、ここで御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

コの支給に伴う事務作業の経費、費用は総額で基山町の場合は幾らかかるかということで。この定額給付金の事務費はどこが負担するかということは、きのうの同僚議員のほうからも国会が全部見るということで答弁もあっておったようですが、この事務費だけでも2兆

円、全国で給付金を払われるのに事務費が825億円、コストがかかるわけですが、それに対して基山町は幾ら来るのかと、その内訳でもわかれば教えていただきたいと。

サの定額給付金を装った振り込め詐欺が想定されるが、被害の例、また、その対応はどのように考えておられるかということでございます。これについては、現在もいろんな振り込め詐欺が起きておりますが、基山町でも起きておる事例もあります。特に今回の定額給付金を装ったいろんな問題点も出てくるかと思っておりますので、その点についても御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

シの定額給付金にあわせて、地元消費拡大対策としての町商工会とのプレミアム券の発行の内容はということで、基山町商工会への依頼内容とか、あるいは生活対策臨時交付金から33,000千円ほど基山町に臨時交付金があるわけですが、補助金の補正予算の計上金額は幾らかということをお聞ひいたしてあります。

スのプレミアム発行に対して、町商工会へ加入されていない店の商品券の利用はどう取り扱っていくかということでございます。基山には大型店舗もありますが、商工会にかたってあられない店もたくさんあるかと思ひますが、基山の消費拡大なり、また活性化のためには、基山町全体の店で利用されるというようなところの買い物が一番いいんじゃないかと思ひますが、その点について基山町なり商工会との話はできておるものか、お聞ひしたいと思ひます。

また、セの今回の給付金から延滞金がある世帯から差し引きで徴収されますかということでございますが、基山町も9月の決算関係で見ますと、住民税なり国民健康保険、住宅使用料とか保育料などが、未納が結構ある家庭があるわけですが、この際、話し合いをしていただいて、この給付金から幾らかでも支払いしてもらえような交渉ができないかということをお願ひしたいと思ひます。

3月5日の青森県なり北海道 テレビを見ておりますと、現金を定額給付金ということで受け取った後、横で役場の職員が税金未納の方からお金をいただかれておられるのがちょっとテレビに映りましたので、その点についての見解をお聞ひしたいと思ひます。

次に、一般行政についての質問でございますが、(1)の基山町の開発事業推進についてのお尋ねでございます。

アの町の今後の都市計画区域の見直し時期はいつごろですかということで、5年に1回、都市計画の見直し、先ほど同僚議員のほうからの都市計画については、詳細についての答弁

もあっておったようですので、ここで上げておる市街化区域の拡大なり用途区域の変更、また線引きの見直し、変更の計画があるのかということでお聞きをいたします。

イの鳥栖市との都市計画区域の指定を基山町単独の準都市計画区域の指定に変更されないかということですが、これは、基山町は鳥栖市とどうも、基山町が都市計画区域と一緒にあって、鳥栖市のほうばかり開発が進められて、基山のほうはおくれているようで、今まで新興住宅等の開発もあっておりましたが、次のウにも関連いたしますので、ここで上げさせてもらったわけです。

次に、ウの県境（三国）の仮称長崎街道開発についてのお尋ねですが、この話が持ち上がって開発プロジェクトチームが平成19年の8月に地元6区関係の地権者の方へ説明会があって1年半近くになりますが、その年の19年の12月に私はこの件についての一般質問をさせていただいたところでございます。

そのときは、まだ十分な話も煮詰めがなされておりませんでしたので、十分な回答も得られなかったわけですが、それから1年半近くたっております。そのときのこの開発についての町の取り組み体制はどのように考えてありますかということでお尋ねをいたしましたところ、町長におかれましては、町長の回答につきましては、当地区は本町にとって重要な地区と認識をいたしておりますと、当地区の事業推進も具体化し、正式な申請があれば検討しますという回答をいただいております。

また、この地区については第4次総合計画、平成18年度にも総合計画の中にも上げられておる地区でございますので、ひとつそういうのを踏まえまして、この開発についての質問をいたします。

(ア)のこの開発地区は市街化調整区域であるわけです。今後、開発するには市街化区域に編入しなくてはならないわけですが、どのような手続が必要ですか。また、この市街化調整区域の解除手続についても、よかったら教えていただきたいということで、ここについては先ほど町長も言われました、民間会社が開発事業に乗り出してきていただいております。

この事業の進め方としては、今後、やはり鳥栖の蔵上地区、また弥生が丘なんかは今まで開発された土地区画整理組合をつくった上で進められるんじゃないかと思っております。また、一部は地権者の方は全面買収してくれというような要望もあっておりますので、そういうのも今現在検討されておるところでございます。

次の(イ)の基山地区、これは6区関係が主ですが、地権者よりこの開発について仮同意書

が、2名の方を除いて約90%以上が提出をなされ、開発事業世話人会も13名の方でしたかね、発足されて集会がたびたびなされておりますが、この集会にもう町の職員が私は出てきてもらってもいいんじゃないかというふうに、町のためにもなることでありますし、アドバイスなり、また技術面について、また補助金についてのそういうふうな、教えていただきたいというような形の会合にも出てきてもらったらなというふうに思っております。

それと、今まで企画課なり、まちづくり推進課のほうで何かこう、あっち行ったりこっち行ったりしておったようですが、はっきりした町の担当部局は、どこの課が窓口として今後しっかりした進めをし、また相談に行った場合、乗ってもらえるかということでお聞きをいたしております。窓口対応です。

(ウ)の開発計画では、町の取りつけ道路としてスマートインター(ETC)の設置なり、JRの鉄道、国道をまたぐ橋の工事等に対して、どのような補助金が国、県から受けられると思っておりますかということで、ある程度調べてもらっておいたら、ここで御答弁をお願いしたいと思います。

この地区は、先ほども言いましたように、土地区画整理組合として取り上げて進めていかれるとすれば、財源確保ということで国庫補助金なり市町村の補助金なり、また保留地の処分地等の金なんかも必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、その点についてよろしく御答弁のほうをお願いしたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたが、詳細についての質問をさせていただきました。御答弁のほうよろしく願いいたします。1回目を終わります。

副議長(池田 実君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

それでは、林博文議員の御質問にお答えいたします。

まず最初、1として定額給付金の支給についてでございます。

(1)ア、支給額は幾らか、年齢別、人員、金額、総額はということでございます。

これはきのう一応、原三夫議員のときにもお答えをいたしましたけれども、もう一度申し上げますかね。(発言する者あり)はい、そういうことですね。

対象年齢、18歳以下が人員が3,422人、支給額は1人20千円、給付見込み金額は68,440千円でございます。それから、18歳以上16歳以下の方が1万1,137人、それから支給額はお

一人12千円、それから見込み金額は133,644千円でございます。それから、65歳以上の方は3,663人、お一人20千円、見込み額73,260千円でございます。合計の1万8,222人、金額は275,344千円でございます。ただし、これも基準日以降の住民票の移動等により多少の数値の変動はあると思われます。

イの支給対象者と支給日の期日は、支給対象世帯数等はということでございます。

基準日は、平成21年2月1日に住民基本台帳に記録されている者となっております。支給対象世帯数は、6,149世帯でございます。

それから、ウの対象の内容、高額所得者制限、寄附の申し出、みどりの基金への積み立てへの寄附の呼びかけということでございます。

高額所得者制限は考えておりません。寄附の申し出については、通常の寄附手続と同じ扱いになります。基金等への寄附の呼びかけについては今後検討いたしますが、この給付金の基本的な支給目的は生活支援ですので、非常に難しい判断だと思っております。

エの給付金の支給に対しての手続から本人受け取りまでの要領ということですが、

給付対象者確定、申請書発送が4月上旬でございます。申請書の受け付けは、発送から6カ月間ということにしております。基山町では、4月の12日に、日曜日でございますが、特別に申請書を受け付ける日を設けております。給付開始は、当初5月ということと考えておりましたけれども、これはやっぱりできるだけ早くというようなことで、一応4月中に支給できるように今努力しております。

オの指定金融機関への口座振り込みを持たない、口座を持たない世帯の取り扱い、辞退もなく取りにも来ない人の対応はどうかということですが、指定金融機関以外でも対応はいたします。口座を持たない世帯に対しては現金支給となります。取りに見えない方に対しては再通知を行います。あくまで自己申告制ですので本人の意思を尊重するというでございます。

カの給付金の交付要綱の策定の内容はということですが、総務省より定額給付金給付事業実施要綱例が発送されております。これをもとに基山町の実施要綱を策定いたします。

キの支給はいつごろから始め、どのくらいの期間で支払いが終わると見ておるかということですが、支給開始は先ほど申しましたように、できるだけ4月中にはということと予定をして努力しております。申請期間が申請開始から6カ月となっておりますので、

4月初め申請開始して10月初めごろが申請終了となります。よって、支給終了は10月半ばでしょうか、初旬でしょうか、そのくらい。6カ月ということで考えております。

クの支給に対して町の窓口対応はどのように考えておるかということですが、現在のところ特に対策室を設ける予定はございませんが、相談窓口は担当課で行います。ただし、4月から6月末まで相談のための窓口を設け、追加申請等の対応に当たりたいと考えております。

それから、ケの問題点及び事故等が発生するとした場合どのようなことを想定しているかということですが、DVや独居老人、入院者等の取り扱いが考えられます。その他の問題、事故等が発生した場合は、上級機関と協議して対応をまいります。

コの支給に伴う事務作業の経費、費用は総額で幾らかと、どこが負担するのかと。業者への支払い、残業代、臨時雇用費ということですが、事務費総額は13,410千円、歳出は2款1項6目で行います。

それから、サの定額給付金を装った振り込め詐欺が想定されると、その対応はということですが、平成20年12月15日号の広報に記載し、注意を呼びかけております。今後も定額給付金に関することとあわせて、振り込め詐欺に対する注意も呼びかけてまいります。

それから、シの町商工会とのプレミアム券の発行の内容ということですが、これは現在のところ3,000千円で10%上乘せのプレミアム券と考えております。

それから、スのプレミアム発行に対し町商工会へ加入してない方の商品券の利用はどうかということですが、町商工会未加入店については今後商工会で検討をしていただくということになります。

セの給付金から町税等の滞納がある世帯から差し引きで徴収されるのかということですが、これはできないというふうに考えております。

2番目の一般行政についてでございます。

(1)基山町の開発事業推進について。

アの町の今後の都市計画地域の見直し時期はいつかと。(ア)の市街化区域の拡大、用途区域の変更の計画はあるかということですが、将来の人口や産業の状況を予測しまして、現在の市街化区域の中で収容できない場合に市街化区域の拡大は検討することができるかとされております。昭和48年の線引き以来、数度にわたり市街化区域の拡大や用途区域の変更を行ってきております。今後、適時見直しも検討していきたいと思っております。

イの鳥栖市との都市計画区域の指定を基山町単独の準都市計画区域の指定に変更できない

かということですが、都市計画法の一部改正によりまして、都道府県は都市計画区域外の区域のうち、相当数の住宅等の建築がなされ、無秩序な開発のおそれがある区域を準都市計画区域として指定することができるようになりました。本町は既に鳥栖基山都市計画区域に指定されており、今後とも線引き制度を継続し、適正規模の市街地形成を行っていくことが必要であろうと考えております。この準都市計画区域とすることは、むしろ消極的な政策へ変更することになるかと思えます。

ウの県境（三国）仮称長崎街道開発事業についてでございます。

（ア）の市街化区域に編入するにはどのような手続が必要かということでございますが、市街化区域に編入できる区域は、計画的な市街地整備の見通しがある区域でございます。具体的には、土地区画整理事業の着手が確実な区域、それから公的機関による開発事業の実施が確実な区域、それから民間開発事業者による計画的な開発事業で、完了または事業実施中の区域等ということでございます。

（イ）でございます。集会等に町の職員は参加できないのか、また町の担当部局の窓口はどこかということでございますが、基本的には組合施行の事業に町職員が参加することは考えておりません。特別の事項、あるいは直接的に町の関与が必要な場合は、参加もあり得るかとは思います。それから、基山町事務分掌規則によれば、まちづくり推進課都市整備係が都市計画の事業の推進に関することを所掌いたしております。

それから、（ウ）の町の取り付け道路、スマートインターチェンジの設置、JRの鉄道、国道3号線をまたぐ橋の工事等に対しどのような補助金が国、県から受けられると思うかということでございます。

これは、民間開発の計画の中で国、県の補助事業に採択されるものは協力できるものと思われれます。スマートインターチェンジの整備促進は、国に要望いたしております。また、アクセス道路整備についても国、県に要望をしております。それから、鉄道や国道をまたぐ跨線橋建設につきましては、膨大な事業費が想定されますので、町で施行することは考えられませぬ。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

あと一問一答方式ということで項目をずっと上げておりますが、この後の定額給付金の質問につきましては一括で質問をいたします。前後するところもあるかと思いますが、御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

この定額給付金の支給は、家計への緊急支援であつて、消費をふやすという経済効果があるということで実施をなされておりますが、町民の方は早く配布されないかと、受け取るのを心待ちに待つておられると思ひます。今月中、3月までに支給が支払われる自治体も、それなりに総務省や県のほうからの説明会や、また通達で1月27日の成立から前もつて準備を進めてこられたわけですが、特に福岡県の久留米市の隣町でも、やはり30万人に近い人口を抱えておる久留米市さえも3月末には支給をするということで進められておるところです。

ここで、初めに町長にちょっとお聞きしたいと思ひますが、基山町はこの事業に対して、私は取り組みが少し遅かつたんじゃないかというふうにも思つておりますが、町長の指揮は報道から見てもう少し早く、やっぱり申請なり、また受け付け事務、そして支給の開始日、そういうのの指示を町長としてはなされたものか、ちょっと初めに町長にお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

ちょっとスタートが遅いのではないかというような御指摘でございます。随分早いところもございませうし、それから、まだまだ遅いところもあるわけでございますけれども、基山町が若干遅いかなという気はして、今できるだけ早く作業を進めて、5月と当初思つたのを4月中にやらんとかというようなことで今努力しておるわけでございます。

何でおくれたかと申しますと、きのう原三夫議員のときにも申しましたように、国会を待つたと、3月4日を待つたということ、それ以前にスタートをすればもちろん早くできたんでしようけれども、あくまでもそれを尊重といひますが、待つたというようなことがあつたというふうに思ひます。

それともう1点は、鳥栖・三養基広域というようなこと、その辺を協議したということで、単独だつたらもっと小回りがきいたのかもわかりませうけれども、そういうふうなこともあつて、それから、それに関連して銀行振り込みということでございませうから、その銀行の

対応とかというような、そういうふうな 言いわけになるかもわかりませんが、そういう事情でスタートがおくれてしまったということでございます。早いほうがいいことは私も重々感じておりますけれども、できるだけこれから努力してまいりたいということです。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

今、町長が言われましたように、やっぱり町民の方からの相当な、基山町はいつ払うのかということで窓口の電話等も相当あっておるようでございますので、もう少し指示を早くしていただきながら、やはり人口の多いところでも単独でやっぱり調査をしながら、余り私は民間会社なんかには頼り過ぎて、これが資料が遅くなったんじゃないかというふうな、これは私の見解ですが、そういうふうな気配もします。

それでは、アの支給金額は幾らかということで、給付対象人員が1万8,222名、給付金見込み額が基山町全体では275,344千円とお聞きをいたしました。大変莫大なお金でありまして、町長の答弁でありましたように、その後、基準日以降、これは2月1日以降ですが、住民票の移動とか変更がある場合もあるということで説明をなされましたが、特に3月、4月は職員の異動、また役場については年度末ということで大変忙しい時期でもあるし、会社関係については異動が直接、遠くに行かれたりする世帯もあるわけですが、基準日以降から支払いまで相当な期間があるわけですね。場合によっては10月までかかる方もいらっしゃるかと思います。これは6カ月間ということで決まっておりますが、その間に変動 そのところを町長は言っておられるんじゃないかというふうに思いますが、会社関係の異動で、時期がちょうど3、4月ですので出入りがあるかと思いますが、町外に出られた方、また町外からこっちに入られた方、住民票の移動が相当あるわけですが、そういうような世帯は、どちらからの自治体はその世帯の対応をされて今後きちとした支給がなされるものか、ちょっとお聞きします。担当課、どうぞ。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、先ほど定額給付金の基準日につきましては、2月1日ということで町長申し上げたと思います。その間、住居法によります届け出は2週間以内に行うということで、2月の14

日が土曜日となっておりますので、うちのほうで把握しております数字につきましては、先ほど町長のほうから示された数字より若干変わっております。その集計につきましては、2月16日の月曜日の集計になっておりますけれども、18歳以下が3,424名で2名増です。それから18歳から64歳以下、これが1万1,147名で10名の増となっております。65歳以上が3,663名で同数です。総計で1万8,234名となっております。12名の増となっております。

これで計算しますと、定額給付金の見込み額としましては275,504千円となっております。それから、その以後に移動のあった分につきましては、基山町のほうで住所があった分については基山町の方で、それ以後、移られて入ってこられた方は旧市町村という形になります。それから、世帯数についてちょっと把握しておりませんが、6,149より若干 3月末では6,162となっておりますので若干ふえていると思います。

以上です。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そういうことで、ここ何日かのうちでもやっぱり移動があつておるということで、金額も275,500千円ということで若干ふえておるようです。今後もやはり会社の異動等なり、また出入り等が、町外、町内から出られる方いろいろあるかと思いますが、至急に 皆さん待っておりますので、間違いのないように進めていただきたいというふうに思っております。

次に、基山町の平均支給はということで、1世帯当たりどれくらいかということですが、単純に支給金額を、先ほどの275,344千円を支給対象世帯数の6,149で割りますと1世帯当たり44,300円となるわけですが、これが基山町の平均1世帯当たりの支給金額と見ていいものか、全国平均から見れば1世帯当たりの支給金額は約38千円と言われておりますが、基山の場合ちょっと高いようですが、やはり65歳以上の人が多いということも考えられると思いますが、担当課長、この件についての支払い、人口から見て、どう見ておられるものか。また、平均よりかちょっと高いようですが、この試算についてはやっぱり44,700円でいいものか、よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今御指摘いただいた分で、うちのほうで分析はいたしておりませんが、世帯数から割れば、今議員のほうから指摘されました44,300円になると思います。しかし、それぞれに老人世帯、それから独居老人、入院された方も住所もこっちのほうにありますので、その辺でやっぱり若干内容は変わってくると思います。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

確かに私も、やはり老人が多いかなと。それはやっぱり老人福祉施設、寿楽園とか高尾病院とかそういうようなのが、やっぱり基山におられて世帯を持ってある方、単身で入っておられる方もいらっしゃるかと思いますが、そういうふうな支給も今回の対象になるんじゃないかということで、全国平均から見れば高いほうになるようでございます。

次に、基山町の場合、全世帯、6,149世帯、申請書発送が4月7日と。きのうの説明、きょうの説明でもあったようですが。申請書が各世帯に着きますとよくテレビで報道されておりますが、この申請書の内容ですね、これは企業のデータなんか、ほとんど一手に引き受けて役場のほうにされておると思いますが、記入内容はどのような様式で各世帯に送られておるものか、記載が書かれて、また書類でこっちに送ってこられるものか、郵送されるものですね、そういうのをひとつ、様式を説明していただきたいと。もしよろしかったら、白紙でよろしいので資料提供をお願いしたいと思いますが、そういうのができますか。よろしくをお願いします。

副議長（池田 実君）

一般質問では資料要求はできません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

様式につきましては、うちのほうで作成して送るわけですが、手順についてまず説明させていただきますと、世帯人員を記入した内容を各世帯にうちのほうから発送いたします。それを確認していただきまして、先ほど言われましたように、4月の7日に基山町は全世帯に発送するように今手続を行っております。

多分4月の8日から申請の受け付けを開始いたしますけれども、様式の中のまず人数を確

認していただき、それから金額等も確認していただき、間違いがなければ本人という確認できる内容、運転免許証とか保険証、それから公文書的に本人とわかるものということになっておりますので、それで、そのコピーをつけていただく。それからあと、基山町としましては口座振替を基準といたしておりますので、銀行等の口座がわかるもののコピー等をつけていただくことで返送をしていただくというような形で今回の手続を行っていただくというふうを考えております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

わかりました。各家庭で、世帯でその内容を見られた後、またこちらに郵送されるわけですか、申請に手持ちで来るようになっておるわけですか、その書類は。（「返信郵送です」と呼ぶ者あり）あっ、返信郵送ですね。はい、わかりました。

次に、申請書受け付けが4月8日、発送日の明くる日から6カ月間という説明を受けました。これは10月の6日までということで半年間受けましたが、もう少し期日を切った集中受け付け体制ができないかということでございます。これにかかるのが、ただだとしても効果が上がらないと思うし、私はよその自治体が取り組んでおります、例えば、うちの場合だったら4月8日から10日間は町民会館とか保健センターとかで、やはり土曜、日曜も受け付けをして、せめて夜8時までは勤務者に対するサービスというような形で受け付けをしていただいたらというふうに思いますが、その点どう思われておりますか。

以上です。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど手順について説明させていただいた中で、郵送の返信用の封筒も入れた形で手続をお願いするわけですけれども、先ほど言いましたようにコピー等の条件とか、そういう身分を証明するものと、それと銀行の通帳等の口座をコピーで同封するような内容になっておりますので、どれだけの返信が返ってくるかというのも、うちのほうもまだ想定をいたしておりません。

それで、町長のほうから説明がありましたように、4月の8日から受け付け業務は通常の

業務として受け付けをさせていただきます。それで、特別の申請日を4月の12日の日曜日に午前9時から現在は午後5時ぐらいまでを考えております。その前後の期間をうちのほうで今検討しておりますのは、集中的な受け付け日のほうをまた住民の方たちにお知らせしながら、役場庁舎2階で受け付けるような期間を設けたいと考えております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

町内全世帯に申請書発送が4月7日ということですが、それから、やはり郵送で送ってこられるんじゃないかというふうに思いますが、報道によりますと、またテレビなどを見ますと、これから1週間は役場に申請手続ということで、ほとんどの方が相談を兼ねて受け付けに来られるということで、長い列ができたり混雑が予想されるわけですが、受け付け体制の人員は確保されておられますかということで、せめてほかの市町村は10名から15名必要というところがあるわけですが、臨時職員の手配、何人ぐらい見込んでありますか。

また、町の職員についてはちょうど年度末、また異動時期でもありますが、この給付金についての申請受け付けに当たられる計画、また今説明がありました、選挙区ごとに各会場で4月の19日が当初でしたが、これも4月の12日に繰り上げて変更されるということで受け付けがなされるということですが、会場の確認等は1週間早くなりましたが、その辺の確認は十分されておるものか、ちょっとお聞きします。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、受け付け業務の特別期間の対応ですけれども、臨時職員を今のところ3名、担当職員をまたそこに充てていきますので、5名から6名を窓口の対応につけていきたいと思っております。

それから、当初19日で準備を進めておりましたけれども、12日に1週間繰り上げて特別の申請日を設けるようにいたしておりますけれども、これは各選挙の会場をお借りしておりますところの区長さんのほうには一応連絡をとりまして、大体確認は得て借用できるような形をとっております。

それから、特別申請日に対しての職員の配置については、日程の変更によりまして、この

日が消防の入退団式が予定されておりますので、それにかかわる職員も出てまいりますので、今随時、職員の割り振り等を会場ごとに作成しているところでございます。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

ひとつまた、日にちの変更等もあるし、特に若基小学校 6区管内は若基小学校の体育館での選挙区ごとの受け付けになるかと思いますが、その辺についても十分確保していただいて、問題がないように。

また、特に役場の2階での申請についても、私はちょっとこれ疑問がある点があるわけですが、よければ町民会館か保健センターの西側からの入り口で、老人がある程度気楽に来られるような、ひとつそういうふうな受け付け体制ができないかというふうにも思っております。

また、臨時職員が3名と、また職員が2人かぐらいで、5名から6名で対応するということですが、申請書の発送から本当に相当来られるんじゃないかというふうにも思っております。

特に、身分証明書の書類が必要ということですが、免許証なり保険証のコピーが必要であるわけですが、こういうふうなのは役場でサービスでされるものか、役場にもコピー機があるわけですが、よその自治体はコピー機等は5台ぐらいリースで手配をされておるようですが、そういうふうな細かいサービスもひとつ考える必要があるかと思いますが、その点どんなですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

身分を証明するもののコピーについては、今検討を行っております。といいますのは、本人と確認ができれば、もうその時点でコピーが必要ないのじゃないかなということもありますので、その辺は臨機応変に行っていきたいと思っておりますけれども。

それから、人員対応については、初日等の人の流れ等も勘案しまして、今後も随時対応していきたいと思っております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

本人が確認できれば、運転免許証なり保険証なりは必要資料として、身分証明書としては要らないということですが、よければ私はとっておったほうがいいんじゃないかと、全世帯ですね。後で問題になったり、代理申請等も 代理申請等とはとられるかというふうに思いますが、そういうとから見れば、やはりきちっとした確認の書類は、必要書類としてとっていかれたほうがいいんじゃないかというふうに思っておるところです。これについては検討される必要があるんじゃないかと思います。

この給付金は、次の場合の支給はどうなりますかということでもちょっとお聞きしますが、原則として、基準日の2月1日時点での住民基本台帳登録にある人が対象となっておりますが、例えば、2月1日に生まれた人はまだ住民登録に載っていないわけですね。14日以内に登録されるわけですが、そういうふうな人の支払い。また、この日の2月1日に亡くなられた人の支給、それと今後は逆に2月2日に65歳の誕生日を迎えた人などは20千円はもらえないのか、その辺についてはどう対応 老人の方なんかとか、そういうのが電話等で聞かれた場合、どういうふうな説明をされるかなというふうに思っておるところです。

また、基準日から支給までの間が相当な期間あるわけですので、その間、離婚をされて世帯が2つに分かれたり、極端に言うなら、そういうような方の対応も考えておかななくてはならないと思いますが、この辺についての支給方法についてはどのように対応していかれるつもりか、よろしくお願ひしたいと思います。いろんな問題が出てくるんじゃないかと思ひます。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

議員御指摘のとおり、いろんな問題が発生してくると思ひます。基準日は2月の1日ということですので、生まれたり亡くなられた方については2月2日という日にちは考えられませんが、2月1日以降に離婚された方たちについては、2月1日までは結婚をされたという認識のもとにうちとしては発送することしか考えておりません。その後につきましては、先ほど町長のほうも、それぞれに立場は違ふと思ひますけれども、申告制ですので、それぞれの個人の考えを尊重したいと思ひます。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

私が今2月1日のことを基準日として言った分については、全部いただけるそうです。ということで、私はちょっと確認しました。例えば、2日の日に65歳になったり、2月1日に生まれた人とか、そういうのは後で申請すればもらえるということでした。（発言する者あり）はい、そうです。そういうことで対応を、後で相当追加とかいろんな申請等もあろうかと思いますが、漏れがないようにひとつ支給のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

次の、この給付金は申請手続が始まって約6カ月以内に申請がなければ交付金は受け取れないというのが条件つきだそうです。

聞くところによりますと、先ほども私質問しましたが、取りに来なかった人、また異動でどうしても対応ができなかった人とか、またいろんな面で、全国でもこれが3億か5億か宙に浮いたような形のお金が出てくるんじゃないかなというふうにも言われておるところでございます。

このような対応の中で、基山町は特に老人福祉施設なり養護施設 洗心寮ですか、そういうのもあっておりますが、いろんな事故等も起きる可能性もあるわけですが、こういうようなところの単身世帯で施設に入っておられる方の給付の支給関係、そういうのを今後どのような取り扱いで受け付けをされるものか、お聞きしたいと思います。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

定額給付の部分の独居老人とか老人世帯については、手続等に問題等が発生しないようには考えておりますけれども、本人が申請できない人については代理申請の手続をとってもらような形で考えております。こういった形で、老人の方に限らず申請ができない方、入院されたり、いろんな形で申請ができない人については代理申請を考えております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この定額給付金だけで終わるようですので、ちょっとここで あと7項目ぐらいありま

すけれども、次に移らせていただきたいと思います。ひとつ早くですね、やっぱり町民が待ってあります定額給付金、事務的にも大変でしょうが、ひとつ残業でもたくさんしてもらって、ひとつ早く支給されるようなことで進めていただきたいというふうに思います。（発言する者あり）

商品券 振り込め詐欺はいろんなところが、市とか町の職員をかたっているんな給付金の詐欺なんかも今後あれされますので、次のプレミアムの商品券の発行については、商工会のほうからもきょう来ていただいておりますが、3,000千円というようなことで、これは臨時交付金から33,000千円の中からされるわけですが、よその市町村はもう少し上げておられるし、商工会のほうとしても今後役員の承諾をもらった上で、このプレミアム商品券はまだこれから取りかからにゃいかんということで大体の筋はつくってあるようですが、経費がかなりかかると。印刷費とかアルバイト代とか広告費、商工会ではこういうのをしておりますよというのが、やっぱり1,000千円以上かかるということでございますので、町長としてのポケットマネーじゃなくて、政策費として1,000千円から2,000千円近く出せないものか。よその市町村は、これはもうちょっと力を入れておるようです、地域振興券というような形でですね。

それと、商工会の方は今言いました印刷費とかアルバイト代とか、これに対して相当、時間も臨時職員を雇わにゃいかん、広告費も必要だということで、1枚が千円券を11枚つづつて11千円で買い物をしていただくと、10千円で買ってもらって。前のときは1人30千円を買えたということですが、今回についてはもう少し発行できないかというふうにも思っておるところですが、町長の見解をよろしくお願いします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

一応私のほうから、町のほうからは3,000千円ということでお願ひしますというような言い方はしておるわけでございます。しかしながら、直接私に 担当課にはどうかわかりませぬけれども、私には、それじゃという話もお聞きしておりませぬ。したがいまして、その辺はやっぱり商工会ともっとこれから詰めて、私自身も詰めていきたいというふうには考えております。

それから、総額はきのうもちょっと申し上げましたけれども、よその市町、多いところも

ございますけれども、決して、そう少ないということではないんじゃないかというふうに考えております。といいますのが、人口割とかやってみますと、まあそこそこかなと。ただ、今議員おっしゃいますように、事務費なり、あるいは経費の問題、この辺はやっぱり詰めていきたいと思えます。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

このプレミアムつき商品券はどこの市町村も、佐賀県でも20市町村あるうち18はされて、大町は抽選会ということで取りかかっておられます。ほとんどのところがされるということですが、隣の鳥栖市にしても印刷費とか事務費、プレミアム分の11,000千円分は鳥栖市が補助するというので取り組みをなされております。鳥栖市の場合は額面110,000千円ということで販売をされて、1人5セットまで購入できるということでインターなんかでも出ておるようですので、ひとつこの辺もかみ合わせて十分、商工会の役員の方とこれから役員会等も開かれて、発行に前向きのございますので、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

町としてもできるだけとは思いますが、しかし、商工会さんにも望むところは、商工会さんもやっぱり自分で何とかと、やっぱり自分たちの売り上げ増というような、そういう観点、そういう視点もぜひ持っていただきたいなというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは次に、これも税金はかからないということで、また差し引きもできないということでございますので、これについては了解したいというふうに思っております。

次の一般行政の基山町の開発事業推進についてですが、この都市計画については前の大山議員の方から詳細については説明、答弁等、執行部のほうからあったわけですが、私はこれを踏まえて、そのアとイはちょっと飛び抜かします。

今回、民間企業で土地区画整理事業として長崎街道開発事業として関連がありましたので、ちょっとここに上げさせてもらったわけですが、県境の仮称長崎街道開発事業については、19年から1年半かかって民間企業で進められております。基山町も佐賀県の玄関口として、この開発については相当私は注目をさせていただいて取り組んでいただきたいと。そして、やっぱり市街化区域に編入していただいて、一日でも早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

答弁も相当必要かと思いますが、要は職員が会合のとき来ていただいて、それなりの指導なり県とか国に問い合わせをしていただいて、こういうのがありますよというような世話人とか民間企業、今まで旭化成なり大きな会社等が三井ニュータウンなり、それぞれの開発が基山でもなされてきたわけですが、特に町の職員のまちづくり推進課の課長にも詳細について聞いたかったわけですが、ちょっと時間がありませんでしたので、開発事業での町の実務者の方への取材について、道路とか、スマートインターチェンジのETCについては私も2回ほど質問をさせていただいて、国会議員の先生からたくさんいただいた資料も町のほうにも差し上げております。

また、JRの鉄道、国道線をまたぐ橋の工事については、今回の長崎街道事業計画から見れば、約12億かかるという試算も出ておるところです。そうなりますと、やっぱり国の事業として取り組んでいかななくてはならないということで、そういうのを引っ張ってきていただくのが町なり行政の仕事じゃないかというふうに思います。

私も開発については取り組んできたわけですが、まちづくり推進課が今後窓口として対応していただくのを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

あと2分ありますので、ちなみに、この開発地域の面積は基山地区の第6地区の面積が約21ヘクタール、筑紫野市ですね、春田地区、基山パーキングエリア周辺が約26ヘクタール、これは筑紫野市ともずっと協議をされておるところですが、合計で47ヘクタールを同時に開発を実施していく事業でありまして、基山町も市街化調整区域を解除するために、そういうものの協議も町にお願いしておるところですが、仮同意書も取りまとめができました。今後、まちづくり推進課が窓口として、ひとつ十分な対応をしていただきまして基山の活性化に、また佐賀県の玄関口として立派な開発ができるのを期待するわけでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

これより午後 1 時まで休憩いたします。

～ 午前11時54分 休憩～

～ 午後 1 時 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

1 番議員の大山勝代です。よろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

これは基山町こども課がつくられたパンフレットです。以前から作成を要望していました「子育て支援ガイドブック」と書かれています。とても見やすくよくまとめられています。昨年 4 月から新しくこども課ができて、子育て充実を目指す基山町の意気込みがこの 1 冊にもあらわれているのではないかと思います。

さて、そこで今回、基山町の次世代育成支援行動計画の後期の作成に当たり、その計画が出生率の向上につながり、実質ともに充実を期すためにという観点から質問したいと思います。

これは平成17年 3 月に策定された前期計画です。10年間計画の前期を終えようとして、その到達点をもとに後期計画が作成されることになっています。その前期の到達点を今どう総括されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、後期計画の作成に当たり、子供を持つ各家庭にアンケートをとられることになっています。回収率が低いとき、どう高める手だてをとられるのか、また、聞き取り調査などはなされるのか、お尋ねいたします。

基山町の人口減少、少子化が進む中、単に計画をつくれれば出生率が向上するということにはなりません。これをもとに財政を伴う政策をどう打ち出すかということになると思います。その重点施策は何でしょうか、お示してください。

私の考える重点施策ですが、例えば、保育料の値下げ、学童保育の時間延長と学年延長、中学生までの医療費の無料化、少人数学級の実現、高等学校の授業料無料の助成、奨学金制度の充実、子育て中の親の就業支援、男性もとりやすい企業の育児休業の充実など盛りだく

さんたくさんあります。以上列挙しましたが、これはほとんどやはり財源を伴うので、すぐ実現とはいきません。しかし、欧米、特にフランスやそのほかの国での施策は充実して出生率も向上しています。

さて、その中で医療費の年齢延長についてです。基山町は他市町に先駆けて就学前までの通院、小学校卒業までは入院について町長が医療費の無料化を断行され、佐賀県の周りがそれに追随しているのが現状です。しかし、全国的に見てみると、また欧米先進諸国では年齢延長を行っているところが多くあります。段階的にでも年齢延長を行う考えはありませんか。

先ほどのガイドブックですが、広報の2月15日号にお知らせが載っていました。今後、それをどう配布し活用されるのか、お尋ねしたいと思います。

大きな柱の2番です。最近、セーフティーネットという言葉をよく聞きます。昨年後半から世界同時不況は日本も深刻です。基山町も例外ではないでしょう。鳥栖市のパナソニックの工場閉鎖の影響もあります。そういう中で、生活に困っている人たちのセーフティーネットのあり方を問いたいと思います。

基山町の生活保護費の受給状況の推移を教えてください。

ここに2月5日付の佐賀新聞の切り抜きを持っています。20市町の保護世帯数が書かれています。基山町は23世帯ととても低いです。この低さを町としてどう分析されていますか。

生活保護を受けたいと思っても、どうせ役場に行っても断られるだろうとあきらめていらっしゃる家庭があるとするならば大変なことです。憲法25条に基づいて、それを権利として受け取られるのです。しかし、基山町ではその常識的といいますか、そういうものが余り広まってはいないように思います。今でもされていることでしょうか、こうすれば申請ができますと何回も広く町民に知らせる必要があると思います。具体的にはどうされていますか。

また、受付でその申請用紙がすぐに受け取ることができますか。

昨年末、ある方から町営住宅に入りたいとの相談を受けました。その方は、そのとき4戸の空き室があるにもかかわらず、現在、入居を許可されていません。プライバシーにかかわるので詳しい事情は申しかねますが、この「入居のしおり」の注意事項の5項目めに、「申込者及び同居親族の中に家屋の所有者がいると申し込みができません。」と書かれていて、それに該当します。このことについては2回目で詳しくお聞きしますが、まずは入居条件を示してください。

確かにこの方は所有者ではありますが、現実にはその家を出て、親戚のところに母子で身

を寄せられています。そして恐らく今までの住居に戻る可能性はゼロだし、また、相手と話し合って家屋の処分の手続が完了するまでにはある程度の期間が必要です。その場合、この方に入居許可の特例が認められないのか、認められてもいいのではないかと思います、いかがですか。

このことについていろいろ考えて、ほかの方に相談したりしたときに、ほかの方もやっぱり無理だろうとおっしゃるんですね。ああ、私が横車を押しよるのかなと思っているのですが、皆さんにお考えいただきたいと思います。

私は文教厚生常任委員会に所属していますから、住宅選考委員ではありません。窓口でこういうケースの申請が却下、ちょっと厳しい言葉ですが、された後ですね、選考委員会に提出された別の案件はどう合否がなされるのでしょうか。

また、選考委員の方の職務内容、どんなものが具体的にどうなのか。そして、今までに何件のその場で不許可が出されたのかということをお教えください。

現に今まで住んでいた家を出ざるを得なかった、町営には入れない、貯蓄はない、民間アパートは敷金や家賃が高過ぎて、すぐにはその金がない、そんなときに別の救済の道はないのでしょうか。それを示してやるのが温かい基山町役場の対応と思いますが、いかがでしょうか。

まとめ的で最後の質問になります。

第4次総合計画ではまちづくりの理念として3項目がうたっています。確かに基山町は自然が豊かでコンパクトで交通のアクセスもいいし、人情もあるし、とても住みやすい町だと私も思っています。しかし、福祉の充実、安心して子育てができるという観点からするとまだまだ不十分だと思います。憲法に保障された文化的な最低限度の生活をしたいと思うとき、今の日本全体を見渡すと問題が山積していると思います。地方も国からのしわ寄せが大きく襲ってきて財政的に大変です。さきの観点から住みやすい基山町はどうあるべきでしょうか、お示しください。

これで1回目の質問を終わります。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、大山勝代議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1番目の基山町次世代育成支援について。

(1)前期計画の到達点とその総括について示せということでございます。

前期計画の到達点ということなんですが、前期計画書の基本目標別の主要な施策の中で、計画期間において取り組む事業の項目から見ますとまだ十分ではありませんが、おおむね達成できているものと思います。総括についてはまだ行っておりません。後期計画の見直しを新年度に予定しておりますので、この中で前期計画期間における施策事業の分析評価作業を行ってまいります。

(2)の後期行動計画策定に伴うアンケート調査とともに聞き取り調査は行われなかったということですが、平成21年度の見直し段階において対象となる住民及び関係団体からの聞き取り調査と同時に、一般の地域住民に対する行動計画案の情報提供、意見徴取を行いたいと考えております。

(3)後期行動計画策定の意図と重点施策は何かと、また、望ましい子育て支援の町としてのイメージは何かということでございますが、基山町では次世代育成支援対策推進法を受けて、平成17年度に策定した次世代育成支援行動計画に基づき、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境の整備に総合的に取り組んでまいりました。今回の後期行動計画は、計画期間の中間期を迎え、より一層の次世代育成支援と地域全体で子育てを支援する体制を推し進めるため、前期5カ年計画の進捗状況の評価を行うとともに、新たな子育て支援の施策動向を踏まえ、計画内容の見直しを行うことを目的としております。

重点施策、望ましい子育て支援の町としてのイメージ等については、今回の見直し作業により、後期計画に反映していきたいというふうに思っております。

(4)の現在の就学前までの通院医療費無料の年齢の延長は考えないのかということですが、これを実施した場合の件数や金額等の試算は行っておりませんが、やはりかなりの金額になると思われます。国、県の補助金等を含めた財源の確保がないと非常に難しいと考えております。

(5)「子育てガイドブック」の全戸配布の考えはないかということでございます。全戸配布となりますと6,000部以上の印刷が必要になり、「ガイドブック」の内容については、事業の助成金額や実施時間帯の変更などもあり、随時修正していかなければなりません。できるだけ最近のものを必要な方に配布したいと思いますので、広報等による周知や保育所や子育て交流広場などでの直接配布など、保護者の方の手に入りやすいような方法をとっていき

たいと思います。

2番目のセーフティーネットとしての町政のあり方について。

(1)基山町の生活保護費の受給状況を教えてほしいということでございます。平成20年12月末現在で保護世帯23世帯、保護人員37名になっております。

(2)他市町に比べて基山町の受給者の割合が低いですが、受給申請に対して制限がないのかというお尋ねですが、受給申請に制限をしていることはありません。ただ、基本的には相談があった場合、まずは年金や手当等の他の法律で受けられる援助を検討したりして、それでもなお最低の生活が営めない場合に申請をお願いいたしております。

(3)生活保護費の受給要件について広く町民に知らせる方法を示せということでございます。特に広く知らせることは行っておりません。保護は、自分の収入で最低生活を営めない場合に、最低の生活を保障するものですから、その判断基準があります。年齢、性別、世帯構成別、対象者に状況等によって最低限度の生活の需要を満たす要件がいろいろと違ってきます。まずは相談をお願いしたいと思います。

(4)町営住宅の入居条件は何かということですが、基山町営住宅設置及び管理条例第6条に規定されておるとおりでございます。本年4月からは、その資格に暴力団員でないことが加わります。

(5)「入居申し込みのしおり」の注意事項(5)の特例は認められていいのではないかとということです。「申込者及び同居親族の中に家屋の所有者がいると申し込みできません。」ということは、条例第6条第3項の「現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」の説明書きでございます。公営住宅は入居者資格として、同居親族要件、入居収入基準に加えて、住宅困窮要件を満たす必要があるとしています。これに特例は認められないと考えます。

(6)の住宅選考委員の業務内容は何かということです。条例第9条の規定により、入居者の選考について意見を述べることでございます。

(7)入居したくてもできないとき、セーフティーネットとしての別の方途はないかとということです。生活保護の中に住宅扶助があります。ただし、住宅扶助だけ、医療扶助だけという保護はなく、入居できないとの理由だけで住宅扶助を受けることはできません。

(8)経済状況が悪化し、貧富の二極化が進行している現在、第4次総合計画に照らして、町民が住みやすいと思える基山町のまちづくりのイメージは何かということでございます。恵まれた自然環境や伝統、文化といった本町ならではの魅力を生かしながら、子供から高齢

者までみんなが集い触れ合い助け合う中で、だれもが安全に安心して快適に暮らせる環境をつくり上げることであると考えます。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。

それでは、それぞれ再質問させていただきます。

先ほど前期計画ではおおむね達成できているものと思うとの回答がありました。まず、数え切れないほどの事業が行われているのですね。そのことについては本当に敬服をします。

そこで、逆にですが、この施策はまだ実現できていない、十分でないと思われるものは何でしょうか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今の御質問ですけれども、前期行動計画の中に示されてある継続して行う事業と、前期計画の中に実施をするべきものということで項目を上げております。一応子育て交流広場や乳幼児関係の充実、それから病後児保育の実施、一時保育事業、それから、「子育て支援ガイドブック」、先ほど御紹介いただきました。そういったものについては、一定やはり成果が上がっているというふうに思っています。

まだできていない分につきましては、例えば児童虐待関係のネットワーク構築、これにつきましては、新年度の予算の中で要保護児童対策地域協議会の立ち上げをお願いしておりますが、そういったところで、21年度にそういうネットワーク構築をしていきたいというふうに思っております。それから、これも項目として上がっております。小学校の建設についてはもう21年度中に完成をする。それから、男女共同参画プランの策定というのも、委員会を今立ち上げて準備がされているというふうに思っております。障害者福祉計画についても同じに、計画期間中にできるものというふうに思っております。

それから、まだちょっと手がつけていないという分につきましては、児童館の建設の検討というのがあってございましたけれども、これについてはまだ手をつけていないような状況で

す。それから、子育て支援センターの立ち上げというのと、あと小さい項目かもしれませんが、親子トイレの設置とかという、公共施設に対するそういうのも上がってありましたけれども、これは一部はできておりますが、まだ十分ではないということと、子育てバリアフリーマップなどの整備等ができていないというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。継続的に努力をしていただけるよう要望したいと思います。

前期計画のアンケート調査では、幼児と小学生のいる家庭が1,688に対して、回収率が69.5%になっていました。

お尋ねですけれども、今回、何世帯に依頼されていますか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

大変申しわけありません。

アンケート調査につきましては、小学生がいる世帯が約820世帯、それから、就学前の児童がいる世帯が約650世帯をお願いしております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

合わせたら1,400近くですね。ということは、前期が1,688、後期が1,400、兄弟でダブルがあるので一概には言えないと思いますが、200世帯以上もの数が減っていることになります。人口減で、先ほどもほかの議員からありましたが、人口減と、それとやはり出生率の低下だと思いますが、この数年、国、県、基山町の出生率を把握していらっしゃいますか。

こんなふうに200以上も減っているという、その危機感を行政も私たちも共有しなければいけないと思いますが、そのことについてもお伺いします。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

出生率ということですが、企画のほうから資料をちょっといただいておりますが、最新のものではございません。ちょっと読み上げますが、平成14年度が県が9.4、基山町が7.0、それから15年度、9.1、6.8、それから16年度、9.1、同じく6.8、それから17年度、8.7、6.0、それから18年度、8.9、6.9、この後の資料がちょっと持ち合わせておりませんが、今のうちの資料、20年度に持っております就学前の子供さんの数とかを考えると、やはり20年度になるとちょっと落ちているのではないかなと、これ以上にまた出生率等も落ちているのではないかなというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

出生率というのは、出産可能な女性の年齢に対して、その間の女性が子供を設ける数だというふうに私は勘違いしていたのですが。この9.幾らとか、6.8とかというのは、ちょっとわかりませんが。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほどの出生率に関しましては人口1,000人当たりの出生率でして、先ほど数字で上げました19年度につきましては7.0となっておりますのは、基山町に対しましては131名が出生しているという数字の割合になります。（発言する者あり）

先ほど人口1,000人に対して何人生まれているかということですので、それを基山町の人口に掛けますと、19年度は7.0ということは、1年間で131名が出生しているということになります。（発言する者あり）（「これは人口統計上の出生率」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

その数字もよくわかりました。ああ、そうなのかと思います。

だけれども、私の認識では、今、日本がだんだん出生率が低下して、多分1.2幾らなんですよ。特殊、それを聞いたかったです。それが例えばフランスなんかは、ある時点、何十年前、日本と同じだったのが、日本がずうっと下降線をたどって、フランスが上昇をたどっ

ておるといふね、ここのところの子育てに対する施策が日本とよその国との違いが大きく分かれているので、その辺をどう把握していけばいいのかなという観点で質問をしたつもりです。

ただ、1,000人に対して7.0は、人口1万八千幾らに対して、今度は131ということになるのですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

そのとおりでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

何か隔世の感があるというふうに思います。私が子育てをしていて、私の子供が基山小に行くとき、もう本当に131人というのは一学年よりも少ない数だったですから、わかりました。

そこで、次にいきますけれども、後期支援計画では、この出生率の向上も期待して総合的に思い切った支援策が必要だと思えます。子育て支援に本気で取り組む基山町だと実感できるためには、こども課が町長に積極的に進言して町長の英断を引き出してほしいものです。例えば、社協に委託してある子育て交流広場はもっと予算をふやしていただいて充実させてもらう、保健センターや保育園等に支援センターを併設して、そして複数の支援センターが基山にはある、そういう形。そして母子の要望、希望にこたえるなどができる、先ほどもまだできていないとおっしゃいましたが、児童館の建設などです。特に私は子供や子育て中の母親が安心して集える場をつくってほしいと要望しますが、そのことについて町長のお考えをお聞かせください。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も議員おっしゃいますように、人口減の問題からいろいろ考えまして、この子育ての支援ということは大変重要な問題だととらえております。よくフランスが出てまいりますけれ

ども、スウェーデンとかノルウェーとか、あの辺にしたってしかり、やはりもう以前からずっと子育て支援というのが充実されて、そして今の出生率になってきておるといようなことも存じております。そういうことからしまして、私もできるだけそれには厚くしたいということでございますけれども、いろいろとやっぱり国の事情も違いましょうし、地方の事情も違うわけでございますけれども、そういうところからして、一気にというわけにはまいりません。ただ、やっぱり今言われましたように、子育て交流広場なりをやっぱりどこかに欲しいなど。保健センターというような話もございましたけれども、その辺のところも私の頭の中には全然ないわけじゃございません。これをこれからどう進めていくかということはまだ検討していきたいなというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

よろしくをお願いします。

次にいきます。

医療費無料化の延長についてです。一足飛びということにはならないと思いますが、例えば小学校3年生まで通院を無料にするとか、歯科、歯医者さんについてはそれを助成するかということができるとは思いますが、そういうことはお気持ちがありませんか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今御質問の乳幼児医療の助成につきましては、御質問のとおり単独でやっている分がございます。それについては3歳から6歳の通院の分と小学生の入院の分ということで、合わせて7,000万円ぐらいを単独でまだしているという状況です。これが一応小学生の通院までというふうになりますとどのくらいの金額になるのかと、まだ調査をしておりません。ちょっと不確定、今の現段階での乳幼児の医療というのは非常にばらつきがありまして、かかる金額というのは非常にわかりづらいんですけれども、県のほうもできるだけ統一をしたいというふうな意向もあるようです。補助も検討しているのかなという、アンケート調査がここ何回かずっと来ております。県がどのくらい対応できるのかわかりませんが、そこら辺の様子もちょっと見させていただきたいと思っております。もう議員言われるように、もうすぐ財政に影

響ることですので、これはもう何とか拡大をしたいという気持ちはありますけれども、県の事情等、そこら辺も調査をしながら対応していきたいというふうに思います。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。

先ほど「ガイドブック」の全戸配布ができないかと言いましたけれども、今どういう形で配布をされているのか。もし全戸配布とするならばどのくらい予算がかかりそうなのか。

具体的に聞きたいのは、母子手帳の交付と同時に今配布していらっしゃいますか。町の人と話をしていると、自分の息子や娘がもう外に出て行って、だけれども、その子供たちは子育て真っ最中だって、自分と一緒に住んでおらんから、気にはなるけれども、だけれども、それなりに子育て応援団として手伝いはしていると言われる方いらっしゃいます。私も実はそうなんです、こんなときに「ガイドブック」をばあちゃんと一緒に見ながら、自分のところと基山と比べて、ええ、基山いいねとか、いろんな話ができるですね。例えばですよ、基山町がすぐれているということになれば、あわよくば若い世代がリターンしてくるとかね、そういうことも考えられるし、また元気な年配の方が、ああ、私、子育てサポーターになれるねというような、そういうことで広がっていくと思うのです。実現の方向はありませんか。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいまの「子育てガイドブック」の件につきましては、一応受付に来られる新たに転入される方には配るようしております。受付のほうにも冊子を預けております。保健センターのほうもそういう健診時に配るようということで、保健センターのほうにも置いておりますけれども、母子手帳の発行と同時にしていくということにしておりますが、もし、漏れたりしたらいけませんので、徹底を図りたいというふうに思っております。

それから、今言われた子育て応援団のような方に行き渡るようということですので、これについては、何かの機会をいろいろとらえながら、できるだけ多くの方に見ていただくというふうには考えたいと思います。

全戸配布については、逆に無駄になる分もあるのかなと思っていますので、その分につい

ては、とにかくそういう子育てに関係する機会をとらえて、いろんな会議なり、そういうとらえて多くの方に配布していきたいというふうに思います。

それから、6,000部を印刷するというふうになれば、普通の一応ざら紙程度でやっておりますので、50千円から60千円程度になるのではないかなというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

要望です。せめて幼児や就学児がいらっしゃる家庭には、保育園や幼稚園、学校を通してね、一番上の子だけでいいと思うんですよね。子供が3人おったところ、3人学年ごとにそれぞれやるんでなくてね。そういうことで配ってほしいなと要望します。

そしてまた、要望ですけれども、これが更新されるんですよね、今から先ずっと。そして、加えてほしいと思います。ここに「町営住宅入居申し込みのしおり」がありますが、裏にマップがあるんですよね。そのマップに保育園、幼稚園、学校、医療機関、役場、保健センター、交流広場、図書館などが書き込まれたマップをつけ加えてください。

そして、先ほど虐待についてちょっと一言言われましたけれども、21ページに虐待については詳しく書かれています。だけれども、中身を読みますとまだ不十分だと思うんですよ。虐待する側のその人が、ああ、自分が虐待しようというような受けとめ方が、余りこれを見て見えないし、近所の人とか教育施設が、これは虐待じゃないかと思えるときの対応とか、その辺ももう少し丁寧に出してほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、大きな柱の2番です。生活保護の件数が何件あって、そのうち何件受理されたのか教えてください。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

20年度につきましては、一応見込みでございますが、現時点で19件の相談がっております。そのうち認定を受けられた世帯については3件になっております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

19件もあって、3件しか認定できていないというのはちょっと驚いています。

なぜ受理されなかったのか、わかる範囲で教えていただけますか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

まず、生活保護を受ける条件といたしましては、最後の手段ということございまして、年金や手当、いわゆるほかの法律で受けられる制度をまずとっていただく。それから、資産あたりはある程度活用していただくと。それから、親兄弟、そういう親族関係、家族関係からのできるだけの援助を受けた後に、それでも最低生活を営まれないという場合について、一応対象になるというふうな形でございます。当然19件につきましては基山町に相談がございまして、最終的には町の場合は県の福祉事務所がそういう認定をいたしますので、市とはちょっと違いますが、このうち、結果的には3件の認定ということでございます。中には電話のみの相談、あるいは世帯がありながら、世帯の一人の方が単独で御相談に見えたりした場合も数件ございます。それと、これはちょっと普通ななかなかあり得ないんですが、他県から相談に来られた方もありますし、逆に言えば、住所を基山町に置いてありますが、実態的にはよその市町村で生活をされているという場合もございまして、そういう場合につきましては、実態のある市町村のほうで申請をしていただきたいということで、うちのほうでは認定できないというお話をした例もございます。ですから、簡単な相談も含めまして19件でございますので、これは逆に言えば、後の質問にございましたが、いろいろな制限はしていないということにもなると思います。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

これに基づいて、佐賀県で20市町ですね。1,000件当たりの何世帯が保護世帯なのか、単純計算をしてみました。基山は1,000世帯当たり4世帯なんですよ。最低です。一番低いです。ちなみに、10市の中で一番高いのは27世帯、町で一番高いのは31世帯です。押しなべて三養基郡は低いんですよ。平均すると1,000世帯当たり16世帯です。この基山町の4という数字が、所得が高くて喜んでいいのか、逆にね、制限された中での4世帯なのかというの

がちよっと変なくあいなんですけれども、どうそのことの分析がされますでしょうか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

決して制限をいたしておりません。これは先ほどの件数でもございますとおり、基山町自体で制限をいたしておりませんが、結果的には佐賀県の福祉事務所が判断をいたしますので、申請件数イコール認定ということではございません。

それから、確かに1,000世帯で割って4ということで低くなるのは件数からして当然でございますが、私たちもなかなか直接そういう担当でございませぬので、各市あたりの直接の情報を持ちませんが、先ほどの紹介がありました佐賀新聞等を見ますと、鳥栖市あたりは3割が生活扶助で、残りの7割がほとんど医療扶助だという一部扶助でございませぬ。そういうのが多いということではございますが、基山町につきましては、23世帯のうち22世帯が生活扶助中心でございませぬ。逆に1世帯だけが住宅扶助ということになります。当然住宅扶助だけということではできませんので、その方の収入を基本といたしまして、まず生活優先の費用に充てられて、それでもなお住宅あたりの使用料が払えないという場合については住宅扶助をやりましょう、医療費が払えない場合は医療費を保護しましょうということではございますので、中身から判断いたしますと、鳥栖市あたりは300世帯ぐらいありますけれども、いわゆる生活扶助のみという、基山町に置きかえた場合は90世帯ぐらいになるのではないかと考えておまして、保護世帯の中身は、いわゆるすべてある程度受けてある世帯が基山町は多いということではございます。

それと、先ほども申し上げましたとおり、ほかの法律で定められた手当あたりを受けられて解消されたといえますか、例えば要保護、準要保護とか、そういうのがございますけど、そういうのを受けられることによって保護の最低基準をクリアされると。それとか資産とか、そういう車とか、生命保険、そういう預貯金あたりも当然活用していただくということが条件ではございますので、そういうのに照らし合わせた結果、23世帯の保護の方になっておるのではないかというふうには考えております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

数字はどんなでも操作と言ったら悪いですけども、だけれども、厳然とやっぱり4世帯というのが低いなというのはちょっと首をかしげます。

先ほど最後の手段だからとおっしゃいましたけれども、今、生活保護の申請手続が随分緩和されているといいですか、例えば親族に扶養の義務を、まずそれを確かめさせてということではなくて、本人が今ここに来たら、本人の今の状況だけを見てというのに改められていると思うんですよね。私は昨年末、たまたま相談を受けて博多区役所に付き添いで行きました。保護課があって、そのそばにもう仕切られた相談室が幾つもあって、そこに同行者も入っていいんですよ。ずっと話を聞かれて、そして事情はそれなりに今言われたように聞かれますけれども、担当窓口は、申請されればその場で受け付けなければいけないんですね。ですから、先ほどの親族のどうのこうのとか、車を持っておるとか、そういうことは一たん申請をして、14日以内に受理された後、車はこういう形で処分したほうがいいですよ、処分できますね、いや、だけれども、これは長距離のこの絶対必要ですから、もうぽんこつのものであるから、だったら認めてもらうようにまた言いましょかねとかね、そういうことなんですよ。ですから、やっぱり今、以前から水際作戦とよく言われましたよね。その水際作戦をもう随分緩和して、そして大都会、特に今回の派遣切り、それから、不況の正規の方もやめさせられているとか、そういうところで、大阪とか名古屋なんかではもう一括してね、もう集団で行って、そこで、例えば30人のうちの二十何人はその場で受け付けてもらえとかね、そういうことが全国的に今行われています。ですから、基山で水際作戦が行われていないとおっしゃられると思いますけれども、そこは本当にしていないのかということで、もう一度担当係として考えてほしいと思います。

お聞きしたいのは、ここに久留米福祉事務所のしおりがあります。それから、鳥栖の保健福祉事務所、これちょっと古そうですね、ありますが、それと、申請書がありますよね。それがカウンターに設置されていますか。

副議長（池田 実君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

しつこいようでございますが、制限はいたしておりません。その対応といたしますのは、再三申し上げますとおり、最終的には県の鳥栖の福祉事務所が対応いたしますので、私たちは一応事情はお尋ねいたします。車をお持ちとか、資産をお持ちの場合でも、まずは県のほう

に相談をいたしまして、県の相談員が直接、必要によっては私たちも入りますけれども、直接本人さんとお話をして決定いたしますので、博多とか、そういうところがそういう緩和措置をとっているということであれば、佐賀県も当然そういう対応をしているものと思っております。

それから、今のしおりでございますが、これにつきましては鳥栖保健福祉事務所にお尋ねをいたしました。実際、管轄の市町に対してそういうしおりを特別に配付したことはないということでございますが、必要であればということでございますので、相談をいたしまして、しおりをいただくようになっております。今後は窓口等にも置かせていただきまして、できるだけ皆様方に御利用というのはちょっとおかしいですけども、ごらんいただければと思っております。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

誠意のある対応ありがとうございます。

そしたら、問題は佐賀県ですよね。ここに書いてあるのは、17番目に低いんですね。ですから、佐賀県の全体的な対応を改めてもらうように私たちもお願いしていかなければいけないということがよくわかりました。

次です。町営住宅の入居条件についてです。先ほどの回答ですけども、基山町営住宅設置及び管理条例第6条に規定されているとおりですと、余りにもそっけない回答でした。もう少し丁寧に教えてください。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この条例第6条は入居者の資格について規定をいたしております。12月の議会で第6条を改正いたしておりますが、ここに書いてあるとおりでございますが、まず同居親族があるということですね。それから、所得が規定されている所得内であると、収入基準がですね。それから、現に生活に困窮していることが明らかな者であること、それから、これは最近ほかの市町でも規定していますけど、市町村税等を滞納していないことといったものですね。それと、最後が今回、12月の議会で条例改正を御承認いただきましたけど、暴力団員でない

ことということでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

私はこれをいただいているのでわかるんですよ。だけれども、これは先ほども言いました「入居申し込みのしおり」です。しかし、私がここであえて一般質問でお尋ねしているのはね、一般町民の代表だと私は思っていますから、そこを踏まえてよろしく回答をお願いしたいと思います。

そして、その条件、ここには条件が5項目書いてあるんですよ。それをクリアすればね、先ほどの生活保護申請と同じように受け付けていただくのは当然だと思いますが、なぜそれが受け付けられないのでしょうか。（発言する者あり）（「なぜ門前払いしたかと聞いておるわけやろう」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

条例第8条に入居の申し込み及び決定等を規定いたしております。まず、前2条ですね、第6条と第7条ですけど に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、基山町営住宅設置及び管理条例施行規則で定めるところにより入居の申し込みをしなければならないと規定されております。これは裏返しをいたしますと、入居資格のない人は申し込みはできないということにもなるわけです。議員がおっしゃってある方は具体的に存じ上げませんが、申請なり相談に見えられたときに、この方が例えば先ほど言いますように、入居資格要件を満たしていなければ受け付けはできないということでございます。（「ないかどうかはだれが判断するね。担当でできるということね」と呼ぶ者あり）

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

入居資格要件は満たしてあるんですよ、ここの5項目は。そして必要書類を一緒に準備して、そして受付に持っていかれています。確かに注意事項の5ではね、現在、家屋は夫と共有です。だけれども、今、一番大きく、現に住宅に困窮していることが明らかな人なんです

よ。そして先ほどの回答で説明書き欄、表裏の関係みたいに言われましたけれども、条例の中に、先ほど7、8を言われましたけれども、その家屋の共有者はできないというのは私は見つけ切らなかったんですね。この注意事項を理由に受け付けなくて、門前払いというのがやはり私は不当だと思います。どうですか。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほども申し上げましたけど、住宅入居の申し込み、相談等がありましたときは、十分事情を聞きまして、そして入居資格があると、要件を満たしているかどうかということを担当のほうとしては判断しまして、資格がちょっとないだろうというときは、それは難しいですよというふうなことを言っていると思います。ただ、門前払いをするということはありません。

それと今おっしゃいましたんですが、住宅困窮ということが、いわゆる住宅に困窮しているということは幅広い意味でありますけれども、公営住宅法上でいいます現に住宅に困窮していることが明らかな者であるということはある程度狭い範囲のものなんですよね。住宅を所有している者は原則として、現に住宅に困窮していることが明らかである者には該当しないというふうに国が示しております。だから、今おっしゃいました、例えば共有名義なりとかで住宅を所有されてあれば、この方は困窮していないということに公営住宅法ではなっておるわけでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

共有財産だから、それは現にある共有財産なんです。だけれども、現に困窮してあるわけですよ。だから、公営住宅法はなかなか私たちには目に届かないところにあるんですけども、合意性はそうでしょうけれども、実質的にはそこにはひっかからないですよ。だから、資格ある人は入居させなければならないとやはり思います。しかも、この方は母子家庭です。それは優先されるべきです。これこそ水際作戦だと私はと思いますが、町長いかがですか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私も余りそちらの住宅設置条項とかというのは、そういうふうなことは存じておりませんが、今、お話を聞いていますと、困窮してあると言いながらも、やっぱりそれには事情はいろいろありましようけれども、一つの判定基準みたいなやつがやっぱり必要だろうと。ただ、困っている、困っているというような事情だけで本当に困窮なのかというような、その辺は判断難しいところだと思います。いろいろケース・バイ・ケースがあろうと思いますけれども、ただ、やっぱり夫との共有としてでもちゃんと住宅がある、それが実際には使われないというような、そういう事情なのかもわかりませんが、やはりそういう一つの基準というのは何か持っておかないと、困っているから、困っているからだけじゃ、なかなか判断に苦しむところじゃないかなというふうには今話を聞いて感じました。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

一步譲って、百歩譲ってですね、今、共有財産であるものを処分するまでどれだけ期間があるかわかんわけですね。だけれども、多分処分とか、離婚調停とか、そういうもので財産が入ってくるということが考えられますよね。ここのときだけでも、ここで少し余裕が出れば、その住宅を出ていくとか、そういう条件をつけてでも入れさせてもらえないのかなと、そういうケースをほがしていただきたいというふうに私は思います。

住宅選考委員会ですけれども、だったら、窓口でこれはもう没となって、合格する分だけを出されて、何の選考委員会が論議をされるのかな。住宅選考委員会の中身を簡単に教えてください。

副議長（池田 実君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほども申しましたように、やはり申請があったときに、入居要件を満たしているかどうかということは、当然、担当のほうで十分審査をいたしまして、そして住宅選考委員会に審査をお願いしておりますけれども、それは住宅選考委員会の中ではいろんな御意見をいただきます。実際、入居理由について本当に妥当なのかとか、あるいは収入のことで本当にこの

人は家賃を払えるのだろうかとか、あるいは本当に住宅に困っているのだろうかとか、いろんな入居資格についても詳しく説明してほしいといったさまざまな御意見をいただいた上で、そして入居が可というふうなことで最終決定をしていただいているところでございます。

副議長（池田 実君）

大山議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

今のまちづくり推進課長のお話で、やっぱり解せないと思います。満たしているかどうかを担当で検討して、そして、そこでもうふるい分けられるわけですよ、今のお話では。だったら、住宅選考委員会の必要性がないのではないかと思います。ですから、このことについては何回も何回も言いますが、福祉の充実、安心して基山で住める、そういう町にするためのね、今までこういうケースで拒否したというようなことが幾つか思い出された上で、そして、それを緩和されて広げられて、今後に生かしていただきたいと思います。

最後は、初めに私の希望として出していましたので、もうこれで省略させていただきます。

私の質問を終わります。

副議長（池田 実君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩をいたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

副議長（池田 実君）

休憩中の会議を再開します。

本日の最後でございますが、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）（登壇）

4 番議員の鳥飼でございます。本日の最後の一般質問でございます。よろしく願いいたします。私の今回の一般質問は3項目にわたってさせていただきます。第1番目には町制施行70周年記念事業について、子育て支援について、町職員の人事管理等についての3点について町長へ質問いたします。

それではまず、質問事項1の町制施行70周年記念事業について質問いたします。

昭和14年1月に基山村から町制施行により基山町となり、ことしは町制施行70周年を迎え

ることになります。70年前の昭和14年の町制施行のときの基山町の人口は6,882名で、現在の人口は1万8,100人、この間、2.6倍に増加いたしているところでございます。このことは、これまでの幾多の先人たちの涙ぐましい努力によって今日の基山町が築かれてきたことであり、私たちはこの先人たちの思いを決して忘れてはならないと思っております。このことから、ことしの町制施行70周年の年がこれまでの基山町の歩みを再確認し、今後の基山町のさらなる発展のための第一歩となるような記念すべき年にしていくことが大事かと考えます。

ところで、小森町長は既に1月の消防出初め式、成人式、2月の小学校駅伝大会等において、ことしが町制施行70周年である旨の宣言等をされております。ことしの70周年記念事業は町長の執行機関のみで実施するのか、町長が標榜される協働の町づくりの一環として広く町民の意見を聞き、町民総参加による記念事業にする考えはないのか、これらを踏まえ次の3点について質問します。記念事業についての町長の基本的な考え方について、次に記念式典は実施するのか、また町政功労者等の顕彰は行うのか、3番として全体の記念事業内容と予算等について、質問いたします。

次に、質問事項2でございます。子育て支援について質問いたします。

先ほど、大山議員の質問と重複する点もあるかと思えますけど、私の考え方について質問いたします。

1、次世代育成支援行動計画についてでございます。この行動計画は地域全体で子育てを支援する体制を整備し、本町で安心して子供を産み育てることができる環境づくりのための指針となるもので、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に策定されておりますが、この計画の策定目標と実績はどのようになっているのか、質問いたします。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、2008年の出生数から死亡数を引いた自然増減数は2万9,811人の減少となっております。出生率低下による人口減は年々深刻化しているとされておりますが、基山町の5年前の平成15年と平成20年、ことしの自然増減と社会増減の推移、また過去の年少人口の推移はどのようになっているか質問します。また、平成22年度からの5カ年間の後期行動計画はいつ作成するのか質問いたします。

次に、地域子育て支援センターの設置についてでございます。

平成18年度に策定された基山町総合計画の基本計画、32ページには、子育てに関する情報を一元的に集約、提供する拠点となる地域子育て支援センターの設置を検討すると明記されております。しかしながら、現在までの状況から全く検討もされていない状況だと思えます。

この理由はどういうことかお尋ねいたします。

基山町として子育て支援センターを設置し、積極的な、総合的な子育て支援体制はとらないのか、このことが少子化問題の推進になるのじゃないかと思っております。また、地域子育て支援センターの年間運営費の概算見積額と補助金並びに子育て交流広場、現在使われています交流広場の年間運営費、人件費、その他の運営費がどのくらいの費用なのか、お尋ねいたします。

次、3番目です。放課後こどもプランの策定についてでございます。

平成19年度から始まった地域社会の中で、放課後に安全で安心して育てるための放課後こどもプランに取り組む考えはないのか、お尋ねいたします。

次、4番目です。放課後児童クラブについてでございます。現在のひまわり、コスモスの各クラブの定員と実人員は何人か、現在の年間運営費と国からの運営費補助は幾らなのか、質問いたします。

次に、項目3番でございます。町職員の人事管理等についてお尋ねいたします。

副町長が空席というふうな議案が出ております。副町長の空席に伴う副町長の職務の責任と権限はだれが行うのか、また、総務課長がすべての副町長の業務を行うのは余りにも過重にならないのか、町長が副町長の業務の大部分を行う意志が必要と考えますが、また、他の課長への権限移譲はどのように考えているのか、町長の職務、総務課長の職務、その他課長の職務を明確にすべきではないか、お尋ねいたします。

なお、地方公務員法第24条には、職員の給与はその職務と責任に応ずるものじゃなければならぬと規定されております。副町長の職務を総務課長へ全部移譲するとなると総務課長の職務と責任においての処遇は別途なされるつもりがあるのか、お尋ねいたします。

次に、職員の定数管理についてでございます。

平成17年度に策定された町職員の定数管理は目標を達成したのか、また、今後の定数管理はどのようなふうに進めていくのか、お尋ねいたします。

3番でございます。職員の再任用についてでございます。

基山町職員の団塊の世代の大量退職が今後発生します。このため業務への支障はないのか、また退職者の知識、技能の伝承のため、町職員の退職者の再任用は考えているのか、質問いたします。

それでは、1回目の質問を終わらせていただきます。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それじゃ、鳥飼勝美議員の御質問にお答えします。

まず1点目、町制施行70周年記念事業についてということで、(1)記念事業についての町長の基本的な考え方をということでございますが、鳥飼議員もおっしゃいましたように、本町が町制を施行して70年を迎えることは私としても大変喜ばしいことと考えております。これまで計画的な企業誘致、住宅開発、施設の整備など順調な町づくりが行われてきたと思ひ、その先人たちに本当にまずは感謝を申し上げなきゃいかんというふうに思います。

それから、今回の70周年記念事業につきましては、非常に厳しい財政状況の中ですので、50周年記念事業のような大規模な事業は考えておりません。そういう厳しい状況であるからこそ式典はもちろんでございます。それから、NHKのど自慢の誘致といいますが、そういうふうなこと、それ以外はほとんど従来の行事の内容とか、あり方を通して町内外へアピールできるような、そういう1年に考えております。

議員おっしゃいました協働ということ、これは私も今までずっと言い続けてまいりました。なるほど、この70周年記念事業についても協働という考え方が必要だったのかなと思ひますけども、今申し上げるような、そういうある程度小ぢんまりしたというか、そういう形で最大限アピールしたいというふうなことで、町民の皆さんとのいろいろの企画段階での協働はいたしていないということでございます。

それから、記念式典についてでございますけども、記念式典につきましては、5月16日の土曜日に計画をいたしております。今回は役場内に実行委員会を組織して準備に当たっております。町政功労者等の表彰を考えております。

(3)の記念事業の事業内容と予算規模についてでございます。

記念事業として50周年時に立ち上げ、各課で実施してきました各種イベントを冠行事として実施するとともに、新たに基山町チャレンジデー2009、記念式典、そして、NHKのど自慢大会等を実施することにしております。予算規模といたしましては、新たな事業分として5,600千円程度の予定をいたしております。

次、2の子育て支援についてでございます。

(1)次世代育成支援行動計画の見直しについてということでございますが、平成17年度に

策定しました前期行動計画の施策目標の達成については、おおむね達成できたものと思っております。また、後期行動計画につきましては、今年度のニーズ調査の結果を受けて、平成21年度中に策定をいたします。

また、御質問の人口等についてでございますけども、人口動態の推移は、平成15年は人口が1万8,945人、増減の前年比はプラスの50ということでございます。それから、その内容としましては、自然増減は出生が132人、死亡が144人、社会増減としまして転入が888人、転出が827人でございます。途中、16年、19年はちょっと省かせていただきますけども、20年はそれではどうかといいますと、人口が1万8,210人、それから、これは前年からは138人の減でございます。内容は自然増減、出生が134人、死亡が156人、それから社会増減としまして転入が719人、転出が801人ということになっております。

それから、総人口と児童数の実績ということでございますが、前期計画期間の人口ということで、平成17年は総人口が1万8,616人でございます。内訳としまして、ゼロ歳から11歳は2,110人でございます。なお、ゼロ歳から5歳児までは885人と、それから6歳から11歳児は1,225人でございます。これが平成20年になりますと総人口が1万8,210人、そして、ゼロ歳から11歳までは1,871人です。そのさらに内訳としまして、ゼロ歳から5歳児は783人、6歳から11歳児までが1,088人となっております。

(2)の地域子育て支援センターの設置はどうかということでございます。新たに地域子育て支援センターを設置する場合、専門の職員2名以上を新たに配置しなければなりませんので、この人件費の問題、それから基山保育園を考えた場合、スペースの問題等もあり現段階では難しいのではないかと考えておりますが、いろいろな設置の方法もあると思いますので、今後検討していかなければならないということは思っております。

地域子育て支援センターの年間運営費の概算見込み額についての試算はしておりませんが、近隣の事例、これは民間委託の場合でございますけども、約7,500千円かかっているということでございます。基山町の子育て交流広場の運営費については4,995千円でございます。

(3)の放課後子どもプランの策定はということでございますが、放課後子どもプランの事業計画については、現段階では策定しておりません。その中で示されている放課後対策事業については、放課後子供教室、いわゆる子供の居場所づくり、それから放課後児童クラブ、いわゆる学童保育を現在実施しておるところでございます。

(4)の放課後児童クラブについてということでございますが、基山小学校ひまわり教室の

定員が95名でございます。そして、若基小コスモス教室の定員が75名、それで2月末の実人数はそれぞれ93名と67名でございます。年間の運営費は8,624千円、運営費補助は4,614千円となっております。放課後児童クラブ増設等については、ひまわり教室、コスモス教室とも平成22年度からは分割を考えておるということでございます。

それから、町職員の人事管理等についてでございます。

(1)の職員の人事管理ということでございますが、これは、副町長不在というふうなことで私にもかなりの部分が決済とか、いろいろなもんで問題が出てくるというふうには思っております。それからまた、総務課長へも業務が移るといふこともあろうと、そういうことで余り総務課長に偏らないようにはしていきます。そのため、他の課長に業務を分散するように計画を進めているところでございます。なお、総務課長の処遇につきましては、管理職手当の改善を考えております。

(2)の職員の定数管理についてでございますが、町職員の定数管理計画については、目標を一応達しております。進捗率は175%です。現在、計画の見直しを行っておるところでございます。

それから、(3)の職員の再任用についてでございますけども、現在のところ支障はないものと思っておりますが、平成23年以降からは退職者が多くなりますので、今後検討もしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ことして町制施行70周年ということでございます。それで、先ほど基山町の役場、町職員のみで実行委員会を設置したということ聞いております。この70周年については、町長が言われる協働の町づくりといいますか、町民総ぐるみの記念式典やなくて、町の執行部といいますか、だけで行うと、当然というふうな趣旨だったと思います。私はこの70周年というのは記念、一つの大きな節目と考えております。大体前回、20年前の50周年でございました。それで、70周年をどういう形で町民の人に先人の思いなり、今後の基山町の発展のためにするかという、どういうことでこの70周年記念事業をやるかという実施要綱等は当然つくられ

ておると思いますけど、その辺についてはどうでしょうか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

70周年記念で1年通して事業をやっていくわけですが、まず、町長のほうでお答えしましたように、財政的な非常な問題があります。40周年はやっておりませんで、30周年のときにはふるさと関係の相当のお金に来て、そのときに今行っておりますそれぞれの事業を立ち上げております。これを主に行っていくと実行委員会がそのときに組織されておりますので、その活用を図っていききたいというふうな形でそれぞれの事業に取り組んでいききたいと思っております。

それで、年間を通した中で新たな事業として取り組んでいきますものが、記念式典は5月16日に計画しております。それから、5月27日に予定いたしております基山チャレンジデー2009、これは新たな取り組みで、スポーツに携わっている人たちがそれぞれに一日を通してどれだけ参加するかという、それこそ総ぐるみでよその市町村と対抗する取り組みとなっております。これは全国の一つの事業として基山町のほうも70周年の新たな取り組みとして実行するように考えております。

それから、町長のほうも言いましたように、6月14日に、NHKの公開番組ののど自慢をお願いいたして、大体実施の方向で行っております。あと、実行の内容につきましては、それぞれの今立ち上がっております委員会の中で運営等をお願いして、基山町としましては、新たな取り組みでない既存の取り組みにつきましては、70周年の冠という形で景品等とか、そういうもんに取り組んでいくような基本的な考えを持っております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今、課長が言われたのはよくわかるんですね。個々具体的なそういう事業項目というのでお金、こういうふうには先ほど回答にありましたように、財政的にも非常に厳しいときでありますので。私が言っているのは、そういう事業、個々の事業はいいんですよ。だけど、町として70周年の実りある節目の記念事業をするならば、それに対して基本的に町長なり町執行部なり巻き込んでどういうことの目的でといいますか、そのバックボーンといいますか、

その前提となるものが何ら示されていないからとそこを言っているんですよ。

ちなみに、今から20年前の町制施行50周年のときには実施要綱が策定されております。また、実施方針も策定されております。それらに基づき記念事業が実施されておるわけです。また、当時の実施要綱等につきましては、行政、議会及び各種団体を初め、町民を巻き込んだ町制施行50周年記念事業運営協議会が設置されております。これはほとんど経費とか要っていないわけですね。その協議会が記念事業総トータルの、全体の進行管理を行っている、協議会が。町の役場の執行部だけじゃなくて、いろんな各種団体といいますが、30人か40人くらいだったかと思いますけど、そういう人たちの町民を巻き込んだ運営協議会の要綱をつくり実施方針をつくり、それに基づいて記念事業が進行管理をして終わっているわけですね。その運営協議会の第1条には、運営協議会の目的としては、こういうふうの規定されています。町制施行50周年に当たりさらなる基山町の発展を期して町民総参加による記念事業の計画及び運営について協議することを目的とすると規定されておまして、その中に、こういう目的で50周年をやると。今度の70周年の実行委員会 実行委員会の設置要綱なり目的なり、そこは何か資料がありませんけど、どういうふうな感じで実行委員会は設置されてあるんですか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

70周年の記念事業の実施要綱は策定いたしております。1番目に趣旨、今までの経緯と、今回の町制施行70周年は今まで養ってきた70周年を振り返りというような内容も入れておりますけれども、それから2番目に実施期間、これは1月1日から12月末までということで期間を実施しております。それから実施の方針につきましては、1項目めで記念事業は式典及び祝賀行事のほか、教育、文化、体育、産業、環境等をできるだけ民間団体や報道機関等の協力を得て実施を行うと。それから2項目めに、町主催の定例行事にはできるだけ町制施行70周年の名称を使用するということで実施要綱を行っております。50周年のときと違いますのは運営協議会という形での設置は行っておりません。50周年のときには先ほども言いましたように、新たな行事等が取り組まれたと。それには額的にはちょっと覚えておりませんが大体30,000千円ぐらいの金が使われたと思っております。その中で、新たないっぱい、現在も実施しております内容が取り組まれておりますので、それぞれ地についた実行委員会が組

織されておりまして運営をされているということで、今回そこはもう自主的な活動ということを取り入れております。

議員言われますように、70周年はもうスタートしておりまして、今後、町民総ぐるみという形でのもっと町民の皆さん方へのアピール等を行っていかうと思っております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

私が一番町長にもお尋ねしたいと思っているのはそこなんですよね。もう協議会をこしらなくらいと。職員のみの実行委員会組織でやると。それはそれでいいと思います、町長は。それを議会なり町民に対して、70周年はこういう事情でこういうことでやりますということではなくて、ただ、先月の運営委員会の中で基山町制施行70周年記念事業の計画が出ました。議会にも出ました。こういう方式やなくて町長が言われる協働の町づくり、これは当然、執行部からの情報の共有が一番大事と思うんですよね。こういうのを出していただかないと私たち議員としても「何があつとかい。ただ、おい何か、のど自慢があるごたっない」というんじゃないくて、積極的なこの70周年、町民みんなで、先人たち、今後のをするためには実行委員会をつくって役場だけでしましたと。だけど、実行委員会の要綱があるなら最低でも議会でもこういうふうな70周年記念事業実行委員会をつくって、こういうメンバーでやりますよと、そういうことの情報は何ら隠す必要はないと思うんです。隠してはいないと思いますけどですね。こういう経費節減の折、はっきり言って38,000千円ぐらい50周年は使って、ことしは5,600千円と、もう相当大変だったとは思いますが、そういう苦しい中でも記念式典もやる、いろんなこともやる、のど自慢もやるということ、するということをもう決定をしてから町民に対して落としていただきたくないわけですよね。こういうことでやりますということのやはり情報の共有、これが一番大事だと思います。これは今から運営協議会設置するというのは時間的にもあれでしょうけど、私は実行委員会のいうどういう目的で、実行委員会をつくった目的、その内容等について、自発的な議会に対する資料を当然出していたくもんと思っておりますけど、基本的に町長についてそういう方針、私は思っていますけど、その辺について町長のお考えをお願いします。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに私も協働、協働と言いながら協働とは何か、まさに参加でもあろうし、あるいは情報の共有でもあるというようなことを申し上げてきた手前、非常にはっきりした要綱もお示しせずに、ただ、執行部でそういうふうなことで走ったということ、これに関しましては、非常に私も申しわけないというふうに思っております。

そういうことで、遅きに失しましたけれども、そういう要綱であるということ、それから私も皆さんにおわかりいただきたいと思っておったところはやはりここにも書いてございませし、私も年頭のあいさつの中でも書いておりますように、それから今度の施政方針の中にも書いておりますように、やはり先人、今までに感謝をして、そしてさらにこれから先の町づくりをみんなで考えていきたいと思いますという思いが私の持つておる思いでございますもんですから、その辺のところをお酌み取りいただきまして、今までの情報伝達というか共有というか、そういうことが行き届いていなかったことはおわびを申し上げます。

副議長（池田 実君）

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）（登壇）

ぜひ町民の方に対して積極的な情報公開、当然ホームページも使っているし、市広報等についてもどういう目的で70周年記念事業をやる。その目的なり趣旨を十分理解していただいて、町民の皆さんが参加していただく記念事業を進めていただきたいと思っております。

それと関連しまして2番目でございますが、記念式典でございます。

記念式典で町政功労者の表彰を考えておりますということですけど、5月16日に行われるということですけど、この町政功労者の表彰基準については策定されておりますか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

表彰基準につきましては、基山町の表彰規則第2条、一般表彰、それから第3条の職員表彰、それから第4条の被表彰者基準等によりまして各課のほうへ合い議等いたしまして人選をお願いいたしております。それから、50周年の当時に表彰された方は除くというふうになっておりますので、前回、功労賞として表彰されておられる方は名簿の中からは除外というような形をとらせていただいております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今言われました基山町表彰規則第2条、一般表彰、第3条、職員表彰、第4条、被表彰者基準とありますよね。これは、第1条の目的には、こう書いてあっですね。この規則は他に特別の定めがある者のほか第2条、第3条に定める事項に該当する者を表彰するということですけど、今度の場合、基山町制施行70周年記念町制施行表彰者基準という、この規則で網羅できますか。特別に70周年記念の被表彰者基準というのは別途つくらないわけですね、そのこと。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

町の基準の中を、この規則を準用いたしまして今回つくっております。これは50周年のときも参考にしましてこういう形をとらせていただいております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつ表彰、70周年ですので、その選考基準については適正な運営をよろしくお願ひしたいと思います。

3番目の記念事業の事業内容と予算規模です。

このいただきました70周年記念事業ですけど、これは予算規模が全く空欄で渡されておりますけど、この予算規模の欄が空欄でございますけど、その金額というのはどういうことでしょうか。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今回、予算額を計上するようにいたしておりますけれども、この額につきましては、21年度分について額が決定した次第に出させていただこうと思っております。町長のほうから答弁いただきました5,600千円につきましては、新たな事業ということで5番目の 5番目

といいますか、5月16日の記念式典に約1,600千円、それから5月27日予定いたしております基山町チャレンジデー2009につきまして1,000千円から1,100千円、それからNHK公開番組のど自慢に設営関係の分で3,000千円を今のところ考えております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

現在のところ5,600千円、今後増減はあると思いますけど、そういうことになるということですね。

この記念式典には一般町民も自由参加という考え方ですか、この辺はどう、招待。

副議長（池田 実君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、町民会館の大ホールでの式典を考えておりますので、800名等の人員が入る形でお願いをしていくようにいたしております。これは来賓等にも町内外やっていきますけど、まず今のところ表彰者が67名程度を考えておまして、今、記念講演の講師の交渉を行っておりますので、講師の講話等もやっぱり町内の方たちにも聞いていただきたいということで、余裕につきましては自由に参加していただくような考えを持っております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつ70周年という節目の記念式典でもありますので、一般町民の方も参加できるような態勢をぜひお願いいたしまして、1番目の項目を終わらせていただきます。

次に、子育て支援でございます。

これにつきましては、先ほど大山議員からも質問があって重複するものがあると思います。先ほどから何回も言われていますように、これは基山だけじゃなくて全国的な出生率の低下で、日本で言えば2008年度の出生数から死亡数を引いた自然増減で2万9,811人が全国で減少しておるということで、基山町も相当下がっているというか、先ほどお聞きしました。それで今後とも基山町も少子化も進んでいくと、変わらないと思います。それにつきまして大変難しい問題があると思いますけど、今後の少子化についての総合的な対策はどのように考

えてあるのかと聞いても、すぐなかなか難しい問題もあるかと思えます。そして、ここに私の手元資料に内閣府の世論調査で、少子化に歯どめをかける政策として望むものというふうなアンケートがありますけど、それには少子化に歯どめをかけるためには、1番として仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進が必要と望むものということが58.5%、2番目に子育ての経済的負担の軽減54.6%、妊娠、出産の支援が54.6%、子育ての安全な環境整備が51.9%等々のアンケートが出ております。どれもこれも言葉ではあれで現実的に非常に難しい問題があると思えますけど、担当課長の少子化に対する考え方についてお願いします。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今言われましたように、大変難しい質問ですけれども、基本的には今年度の見直しの中で、基山町の方針なり施策なりが決まっていくというふうに思っておりますけれども、今議員お話しになったように、国の考え方が前期期間中は子育て支援という事業の社会化と申しますか、一般に普及をするための施策であったと。後期計画につきましては、それを受けてより一人一人にきめ細かな施策を打っていく。それを地域性なり、そういう個々の町村の独自性を生かしてつくっていかなければならないという、そういう文言がずうっと今国、県のほうから来ております。確かに今言われました就業と子育ての両立という、ワークライフバランスですかね、そういった言葉を使って、今国のほうのそういう後期計画の策定に当たっての指針等がずうっと参っておりますので、そのあたりの考え方が中心になるというふうに私どもも思っております。

実際つくる場合は、今アンケート調査もしておりますし、先ほどちょっと説明不足でした。当然、子育てを直接されているお母さん、保護者の方にアンケートをとっております。それと、実際そういう子育て支援の業務にかかわる実践者といいますが、例えば、民生委員さんとか、児童委員さん、それから子育て交流広場に働かれています方々、放課後児童クラブ、いろんな方々にも意見を聞きながら、やはり地域に密着した考え方でそういう計画をつくっていかなければならないというふうに思っております。

子育ての支援ネットワークといいますが、これはもう以前から言われておりましたけれども、そういった関係機関と連携をとりながら施策をつくる段階から、何とか地域に密着して一人一人により近い施策ができるような方向で考えていきたいというふうに思っております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

なかなか難しい、今課長が言われましたように、やはり地域に密着した基山は基山らしい次世代育成支援行動計画等を作成していただきたいと思います。

次に、地域子育て支援センターの設置ということでございます。

現在、旧役場に設置してあります基山子育て交流広場、これは町が社会福祉協議会に委託して事業をされてあります。それで、基山町としての子育て支援という直接的な、そういうハード面というのは全くないわけですね、今のところ子育て社会福祉協議会に委託しております。基山町子育て交流広場があるからいいという考えか、総合計画にもありますように子育て支援センターを、外で遊ぶような砂場のある基山保育園等に子育てに関する情報を一元的に提供する子育て支援センターが私はぜひとも必要というふうに考えておりますけど、町長、先ほども支援センターについてはあったと思いますけど、町長御自身の今後の少子化、いろんな子育てに関する町民の不安等々に対応するために基山町が総合的に行う子育て支援センター、当然総合計画にもありますように、センターの設置の考えはどうか、率直な気持ちをお伝えください。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに子育てこれから大事な部分でございます。くどいようですけども、人口増、あるいはまた、女性の職場、が働けるというようなそういう環境づくりの面からしてもどうしても必要なものだろうというふうには思っております。それだけに総合的なというか、一元化されたやはり子育てというようなセクションが必要だろうと、それは私も感じております。それをどうするかということでおっしゃいましたように、保育園というような考え方もございましょうし、また保健センターというような考え方もありましょし、その辺のところこれからやっぱり進めていかなきゃいかんかなというふうには考えております。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

考えていかなければならないですね。いつまでとかそういう期限はなかったんですけど。1つ提案ですけど、町長、この年間運営費が、子育て支援センターの年間運営費、をつくられると、今、交流広場が5,000千円ぐらいかかっていますよね。先ほどの回答でありますけど、子育て支援、これで年間7,500千円ぐらいの総運営費ということ为先ほどお聞きしたんですけど、町長が英断、私は英断と思います。副町長を置かないということで、みんなで協力してやると。その年間、副町長の費用が13,000千円ですね。13,000千円の経費節減を町長みずからされたわけですよ。そういうのをシフトして子供の支援センターのやっぱりそういうとにやるんだと。ひとつ町長は今度やるんだと、そういうとを私は町民の方が望んであるんじゃないかと思うんですけど、その辺についてちょっと。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほども言いますようにやりたいという気持ちなんです。以前、もう一番最初のころ、敬老祝い金を30,000千円ぐらい落とさせていただいたと。それにかわるものとして、いわゆる学校の特別支援とか学級とか、そういうことに振り分けて若干持っていったというような経緯がございますし、しかしながら、今度その副町長不在の分をそっくりすぐここにというようなことまでは今のところ考えておりません。そうじゃなくても後の質問にもございますように、もう起債もいろいろございますもんですから、そういうところからして、それとやっぱりバランスをとりながら大事な部分のこの子育てを考えていきたいと思えます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

もう最後にはその言葉しか出ませんから、それは十分私もわかっておるつもりです。

ここで1つ気になる数字があるんですよ。先ほどの一般質問で午前中やった、大山軍太議員が鳥栖市は4年間で3,000人ふえた。筑紫野、小郡は1,000人ふえた。基山町は1,000人減った。これが私は一つの大きな要因として基山町では子育てがしにくい町になっているんじゃないかということ、また、これが都市間の競争に既に負けているんじゃないかと私はこういうふうに見る。それが先ほど子育てのいろんな問題とか、若いお父さん、お母さんたちが基山に行ったっちゃあれね、そういう感覚を心理的に持ってこの数字にあらわれているん

じゃないかと私勝手に推測しますけど、町長はどういうふうに考えられますか。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その辺になりますと非常に難しいといいますが、それは確かにそういうとられ方もあろうかというふうに思います。しかしながら、先ほど大山議員のときにも言いますように、本当に人口減少の要因は何であるのかということをやっぱり多面的に考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

本当に基山町は魅力がないのかということ、いろんな人に聞くと決してそうじゃないということです。それから生活しにくいのかということ、以前、受け付けで転出者、転入者のアンケートをとっておった。そういうところでも決して住みにくいから、よそと比べていけないから出ていくという、そういう回答は私は見当たらなかったと思うんです。だったら何でというような話になるかと思えます。その辺の確かに土地の評価も今度発表になると思えますけども、佐賀に次いで評価額も高いというような、そういうハンディもあります。かれこそやっぱりあろうかと思えますもんですから、その辺は本当にこれから真剣に議員指摘のその点も含めて考えていかなきゃいかんというふうに思います。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

町長も、担当課長も十分子育て関係、もう重要性はわかっていただいております。ぜひとも転入者といいますが、子供さんたちを持って基山に行くと非常に子育てしやすい町だと言われるように、ひとつ今後とも努力していただきたいと思っております。

次に、4番目の放課後児童クラブでございます。

先ほど定数等についてお聞きいたしましたけど、平成20年度から国のガイドラインの見直し等が変わるということですけど、その説明をお願いします。

副議長（池田 実君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

放課後児童クラブのガイドラインですかね。今、実際、国のほうが一応ガイドラインをつ

くっております。できるだけこの数字に沿ってというか、最低ラインの線のところでガイドラインがつくられておりますけれども、その見直しといたしますか、また、いろんな国のほうでも話があっておりますので、そういった見直しを今されているというふうには聞いております。ただ、こちらのほうにまだその新しいガイドラインというのは参っておりませんが、最低ラインのガイドラインをどこまで引き上げてその見直しがされるのか、それはちょっと今後の問題かなというふうに思っております。（発言する者あり）人員の70名以上の分割等については、既に国のほうから指針等、ガイドラインというよりも施策としてきております。70名以上の分は22年度から分割をしないと運営費の補助金が出ないということで、できれば40名以内に1クラスはとどめてほしいというような内容になっておりますので、今それに向かって施設の整備等が行われているというところでございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

先ほどの数字でいうと40名の水準からいくと、もう2つつくらなければならないということでことしの予算にも上がっていることで、来年度、22年度から実施されるということで、これはぜひ実現に向けてお願いしたいと思っております。

次に、町職員の人事管理関係でございます。

先ほどから答弁にありましたように、総務課長の管理職の改善を考えておるということでございますけど、やはり副町長を置かないという英断、私は英断と思います。そういうことで考えてあります。私はぜひとも副町長の職務は小森町長が責任を持ってやると、この強い意志を出していただきたいんですよ。それを町民の皆さん、職員の皆さん等にも十分町長の意志がわかって、おれがやるということで町長の強いリーダーシップが私当然求められておると思いますので、その辺の意気込みをひとつよろしく。

副議長（池田 実君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

意気込みと申しますか、実際問題、業務の上でかなりの部分、やっぱり課長たちにも一緒にというような言い方しておりますけども、そうはいかない部分というのはどうしてもかなりの部分あります。だから、そういうのは当然私がやっぱり決裁なりなんなりやっていかな

きゃならんというふうに思っております。ただ、その分担できるような、そういう業務はひとつ課長にもやっぱり担っていただいて、それをみんなでやるというところにまた一つの意義があるんだと私は思います。

しかしながら、私の決意ということでございますものですから、私も十分、半端で申し上げていることじゃないと、私自身やっぱり相当覚悟をして提案をさせていただくということでございますので、しっかりやっていきたいということでございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

町長の意志表明いただきましたので、ひとつ課長たちもきょうお聞きになっていらっしゃいますので、十分趣旨はわかっていただいております。

そこで、総務課長にお聞きしますけど、副町長の職務権限の一部を課長、町長が引き受ける分もあるうし、担当課にですね、ほかの課長なり総務課長に行くと思いますけど、その権限移譲についてはどのように基本的に考えてありますか。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、政策的なものは当然町長が全部していただかなくてはならないと思っております。ただ、事務的なものはやはり全課長で担っていかなければならないと思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

事務的にそういう専決規定とか、権限移譲の内部規定等については、3月までに当然制定されると思いますけど、その辺についてお尋ねします。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その件につきましては、今現在しておるところでございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつ十分内部規定等を制定されてですね、町長初め、全職員が一致して町政運営に当たっていただくようお願いいたしておきます。

それと、次の定員管理でございます。

先ほども言いましたように、団塊の世代というか、相当退職者が予定といたしますか、ここにおいでになる課長たちもあと何年かでほとんどの方が退職者というふうになろうかと思えますけど、ちなみに来年度から5カ年間の退職者の年度別でもいいし、わかってある定員管理上の採用予定者数を教えてください。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

町長が回答しましたように、現在、一応見直しはしておりますけど、まだ全部終わっていませんので、前の計画での人員でお答えをいたします。

平成21年度は退職者が4名で採用予定は一応1名ということにしております。それから平成22年度は退職者が4名、採用者が3名ということで計画しております。平成23年度は退職者が6名と行二のほうは2名いますので、9名です。そして採用が3名。それと平成24年は退職者が10名で採用予定が5名、それと、平成25年は退職者が4名で採用が6名の一応計画をしております。だから、行一のほうは全部で退職者が26名、そして採用予定、保育士とか栄養士を含めたところで、採用予定者が18名、そして、行二のほうの退職者が4名で採用者はございません。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

8名の実減員、一般行政職といけばですね。こういう退職者の状況です。次の管理といたしますか、定員管理で非常に現実的に厳しい、人口も減っている、税収も下がっている、その

関係で職員の定数管理も非常にシビアにならざるを得ないということは十分わかるわけですね。

それで、次の3番に移りますけど、職員の再任用の関係ですね。先ほども言いましたように、いろんな意味で職員の方に技術とか、いろんな考え方等をこの5年間に26名もかわるといふうな時代に私は一つの技術の伝承といいますが、事務のいろんな問題について、退職者の私は定数管理に入るその再任用も必要かと思えますと、入らない短期の町職員の再任用にも当然私は考えていっていただく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますけど、その点について、総務課長か町長かどちらかでも結構ですけど。

副議長（池田 実君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問ですけれども、確かにおっしゃるように、ここ何年かで課長さん方は全部、四、五年で入れかえになるとは思っております。

町長が回答いたしましたように、平成23年度からが非常に、団塊の世代よりもちょっとおくれたといいますが、そういった段階での退職者がちょっと多くなるようになっております、定年で。だから、その間にそういった再任用とか短期、フルタイムはさっき言いましたように、定数条例に入るからですね、なかなか今の現状といいますが、財政の厳しい折にそういった定数に入るような人員をしていいのかどうかというのはちょっと私も疑問に思っておりますけれども、短期といいますが、そういったものはやはり今後検討をしていかなければいけないものとは思っております。

以上でございます。

副議長（池田 実君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

最後になりますけど、いろんな問題があると思います。人事管理上の問題もあると思います。ちなみに、基山町行政改革実施計画書の財政の健全化の項目にこういう項目があるんですよ。滞納整理の徴収強化に徴収嘱託員としての再任用職員を配置するとされております。そういう技術といいますが、滞納整理というのはなかなか難しい問題があると思いますので、そういう意味での今後の検討をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

副議長（池田 実君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～ 午後 3 時 27 分 延会 ～